



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書
(目論見書)
2008.07



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

投資信託説明書

(交付目論見書)

2008.07

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型株式投資信託／バランス型



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月25日、平成20年2月29日、平成20年6月5日、平成20年7月1日および平成20年7月15日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第1号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ当該取扱販売会社を通じて交付いたします。なお、取扱販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録ください。
4. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のもとなります。
5. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、投資元本および利回りの保証はありません。
6. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
7. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

＜有価証券届出書の表紙記載項目＞

有価証券届出書提出日	平成20年1月15日 平成20年2月25日 訂届 平成20年2月29日 訂届 平成20年6月5日 訂届 平成20年7月1日 訂届 平成20年7月15日 訂届
発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田口 彌
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
届出の対象とした募集	
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	ニッセイ/パトナム・インカムオープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額 上限2兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません

ニッセイノパトナム・インカムオープン

下記の事項は、ニッセイノパトナム・インカムオープン(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債及び外国債を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、主に米ドルの変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリーリスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「**ファンドの基本情報 3 ファンドのリスクおよび留意事項**」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に2.625% (税抜2.500%)を上限として、取扱販売会社が独自に定める率をかけて得た額とします。

詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に年1.575% (税抜年1.500%)の率をかけて得た額とします。

信託財産留保額

ありません。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用

ファンドの純資産総額に年0.042% (税抜年0.040%)の率をかけて得た額を上限とします。

その他の費用^(*)

- ・証券取引に伴う手数料等
- ・信託事務の諸費用
- ・借入金の利息

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの基本情報 6 費用と税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、運用状況および保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書（交付目論見書）

目 次

	頁
ファンドの基本情報	1
1 ファンドの概要	1
2 ファンドの特色	3
3 ファンドのリスクおよび留意事項	4
4 お申込みの手引き	6
5 当ファンドについてのご照会先	11
6 費用と税金	12
運用方針	14
1 ファンドの性格	14
2 投資方針	17
運用状況	22
投資リスク	31
手数料等および税金	33
管理および運営の概要	37
財務ハイライト情報	41
その他の情報	46
1 信託約款に定める投資対象	46
2 その他の投資制限	47
3 内国投資信託受益証券事務の概要	50
4 投資信託説明書（請求目論見書）の項目	51

ファンドの基本情報

1. ファンドの概要

ファンド名	ニッセイ/パトナム・インカムオープン (以下「ファンド」といいます。)
基本的性格	追加型株式投資信託/バランス型
運用方針	主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
主投資制限	株式・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への投資には制限を設けません。
主価額変動	主に米ドル建ての債券などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格変動や為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。投資元本の保証や一定の成果は約束されておりません。
信託期間	無期限です。 一部解約により残存口数が当初の設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等、信託約款に規定する信託の終了に関する条項に該当する事由が生じた場合には、途中で信託を終了させていただくことがあります。
収益分配	毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 自動けいぞく投資コースの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
決算日	3カ月に1回(1、4、7、10月の各15日、休日の場合は翌営業日)
お申込日	原則として、毎営業日お申込みできます。(ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は受付けを行いません。)

お申込単位	取扱販売会社および取扱販売会社の取扱いコース(「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」)によって異なります。
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料率	お申込手数料率は取扱販売会社毎に異なります。 平成20年7月15日現在、手数料率の上限は、2.625% (税込)です。
途中換金	原則として、毎営業日ご換金できます。(ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は受付けを行いません。)
一部解約価額	解約請求日の翌営業日の基準価額
買取価額	買取請求日の翌営業日の基準価額 (税法上の一定の要件を満たしている場合)
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年率1.575% (税込)

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

2. ファンドの特色

1 米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

- ・米ドル建ての多種多様な債券（米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等）を投資対象とします。
- ・業種・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、運用収益の獲得を目指します。

2 信用リスクをコントロールします。

- ・幅広く分散投資
幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。
- ・高格付債投資
投資適格債の組入比率を85%以上、組入債券の平均格付を「A格」以上に保ちます。また、組入銘柄については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

クレジットリサーチは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

3 ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが運用を行います。

- ・当ファンドは、運用指図に関する権限を、米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー（The Putnam Advisory Company, LLC.）」に委託します。

ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

4 為替ヘッジは行いません。

- ・為替ヘッジ（為替リスクの回避）は、原則として行いません。

為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

詳しくは、後記「運用方針 2 投資方針」をご覧ください。

3. ファンドのリスクおよび留意事項

債券投資リスク

）金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが組入れている債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

）信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは、債務不履行に陥ると予想される場合には債券の価格が下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

）期限前償還リスク

組入債券が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、金利が低下している局面では、再投資利回りが償還になった債券の利回りよりも低くなる可能性があります。

外国証券投資リスク

）カントリーリスク

ファンドは海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。

）為替変動リスク

ファンドは外貨建ての有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

その他

ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

分配金と基準価額に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

リスク管理体制につきましては、後記「投資リスク」をご覧ください。

4 . お申込みの手引き

お申込みに関しては...

お 申 込 期 間

- ・継続申込期間：平成 20 年 1 月 16 日（水）～平成 21 年 1 月 15 日（木）
継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

お 申 込 単 位

- ・分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- ・お申込単位は取扱販売会社および取扱販売会社の取扱いコースによって異なります。
お申込単位についての詳細は、取扱販売会社にお問い合わせください。

お 申 込 価 額 （ 発 行 価 額 ）

- ・お申込日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。
- ・受益権の販売価額は、お申込日の翌営業日の基準価額に手数料および手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ・受益者が収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お 申 込 手 数 料

- ・申込手数料（1 万口当り）は、取扱販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額とします。
- ・平成 20 年 7 月 15 日現在、手数料率の上限は 2.625%（税込）です。
各取扱販売会社が定める申込手数料率の最高値です。また、手数料率は変更される場合があります。
- ・取扱販売会社で支払いを受けた償還金をもって、このファンドの受益権の取得申込を行う場合、その償還金の範囲内で取得する口数にかかる手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます（償還乗換優遇措置）。
- ・取扱販売会社で支払いを受けた中途解約金をもって、このファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます（換金乗換優遇措置）。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
- ・上記手数料についての詳細は、取扱販売会社にお問い合わせください。

扱 販 売 会 社

- ・取扱販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）につきましては、後記「5 . 当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

発行価額の総額

- ・2 兆円を上限とします。

払込期日

- ・受益権の取得申込者は、各取扱販売会社が定める期日（詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。）までに、申込代金を各取扱販売会社に支払うものとします。
- ・各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の取扱販売会社より、委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

その他

申込みの方法

1. 委託会社は、このファンドについて、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
 2. 受益権の取得申込は、取扱販売会社において、申込期間の毎営業日に受付けます（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込は受付けません。）。取得申込の受付けは原則として午後3時までとしますが、国内の証券取引所が半日立会日の場合の受付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。
- 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。
3. ファンドの受益権の取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための、後記「振替受益権について」に記載の「振替機関等」の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。
 4. 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益権の取得申込者は、取扱販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって「自動けいぞく（累積）投資契約」を締結します。
 5. 取扱販売会社によっては、「自動けいぞく（累積）投資約款」と同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
 6. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

日本以外の地域における発行
ありません。

振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

振替受益権について

ファンドの受益権は、「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受け、受益権の帰属は、ニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

分配金に関しては...

分配時期

- ・収益の分配は、信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて、原則として毎決算時に行います。決算日は3ヵ月に1回（1、4、7、10月の各15日）の年4回です。（該当日が休日の場合は翌営業日とします。）

詳しくは、後記「運用方針 2 投資方針 (5) 分配方針」をご覧ください。

支払方法

- ・「一般コース」の場合
分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
- ・「自動けいぞく投資コース」の場合
分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
取扱販売会社により、お取り扱いコースは異なります。

ご換金に関しては...

ご換金時期

- ・ご換金される場合は、お申込みされた取扱販売会社へお申し出ください。
- ・原則として、毎営業日ご換金のお申込みを受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みの受付ができません。
ご換金のお申込みの受付は、午後3時までとします。(年未年始など国内の証券取引所が半日立会日の場合は、お申込みの受付時間を午前11時までとしますのでご注意ください。)

ご換金単位

- ・ご換金は、1口単位あるいは1万口単位です。
- ・取扱販売会社毎に異なりますので、取扱販売会社にお問い合わせください。

ご換金方法

- ・ご換金の請求は、振替受益権をもって行なうものとし、「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。
- ・換金手数料はありません。
 - 解約請求の場合
 - ・一部解約の価額は、一部解約の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額です。
 - 買取請求の場合
 - ・買取価額は、買取請求日の翌営業日の基準価額です(税法上の一定の要件を満たしている場合)。
- 委託会社においては、「解約請求」のみの取扱いとなります。

(注) 受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

支払開始日

- ・解約・買取りいずれの場合も、ご請求の受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いいたします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。

償還に関しては...

信託期間

- ・信託期間は無期限です。

ただし、一部解約によりファンドの残存口数が当初の設定口数の10分の1または30億口を下回る事となった場合等、信託約款に規定する信託の終了に関する条項に該当する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の信託約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。

詳しくは、後記「**管理および運営の概要** (1)資産管理等の概要 **その他 1.償還条件**」をご覧ください。

支払開始日

- ・償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目（信託終了日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

運用状況を知るには...

- ・4月・10月の決算後および信託終了後に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。
- ・運用報告書は、取扱販売会社または委託会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- ・基準価額については、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、委託会社へは後記「5.当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

5. 当ファンドについてのご照会先

- ・商品内容に関するお問い合わせや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。また、商品内容、運用状況などは、委託会社のホームページでご覧いただけます。
- ・お申込単位、お申込手数料およびお客様の口座内容に関するご照会につきましては、取扱販売会社にお問い合わせください。
- ・取扱販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。

<委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先>

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

コールセンター 電話番号 0120-762-506

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

用語メモ

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価評価して得た資産総額から負債総額を差し引いた金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で割った1口当りの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
2. 個別元本	<p>受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を差し引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

6. 費用と税金

お申込みからご換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金は次のとおりです。

お申込時、収益分配時、ご換金時等にご負担いただく費用・税金

お申込時	申込手数料 (1万口当り)	お申込日の翌営業日の基準価額に2.625% (税抜 2.500%) を上限として、取扱販売会社が独自に定める率をかけて得た額とします。
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対し.....10% (注1)
途中換金時 (注3)	所得税および 地方税	解約価額の個別元本超過額に対し (注2)10% (注1)
	換金 (解約) 手数料	ありません。
	信託財産 留保額	ありません。
償還時	所得税および 地方税	償還価額の個別元本超過額に対し (注2) 10% (注1)

(注1) 平成21年1月1日以降は、原則20%の税率となります。10%の軽減税率の適用を受けられる場合があります。

(注2) 平成21年1月1日以降は、解約価額および償還価額と取得価額(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます)の差益に対し課税されます。

(注3) 買取請求時の取扱いにつきましては後記「手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

上記は個人受益者の税金の取扱いを説明していますので、法人受益者の税金の取扱いにつきましては、後記「手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

毎 日	信託報酬総額（税込）（注1）	純資産総額に対し年率 1.575%		
	取扱販売会社毎の純資産総額	支払い先および配分（年率）		
		委託会社 （注2）	取 扱 販売会社	受託会社
		1,000 億円以下の部分	0.8400%	0.6300%
1,000 億円超 2,000 億円以下の部分	0.7875%	0.6825%	0.105%	
2,000 億円超 の部分	0.7350%	0.7350%	0.105%	
信託財産の 財務諸表の 監査に要する 費用（税込）	純 資 産 総 額		監査報酬率	
	100 億円超	の部分	年 0.00420%	
	50 億円超	100 億円以下	の部分	年 0.00525%
	10 億円超	50 億円以下	の部分	年 0.00735%
		10 億円以下	の部分	年 0.04200%
取引毎	証券取引に伴う 手数料等	組入有価証券の売買において発生する売買委託 手数料（注3）および税金等、先物取引・オプシ ョン取引に要する費用		
随 時	信託事務の 諸 費 用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する 諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息		
借入の つ ど	借入金の利息	一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資 に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的 として資金借入を行った場合の借入金の利息		

（注1）信託報酬のうち、委託会社の直接募集に関する部分については、取扱販売会社相当分を委託会社が受け取ります。

（注2）委託会社への報酬には、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬が含まれています。

（注3）売買委託手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは後記「 手数料等および税金」をご覧ください。

上記の信託報酬総額と信託財産の財務諸表の監査に要する費用以外の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、お申込みからご換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

運用方針

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

ファンドの分類は、追加型株式投資信託/バランス型¹です。

信託金の上限は2兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券²、社債、ハイイールド債³(非適格債)および外国債に投資することにより、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本とします。

1 「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「信託約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。

2 モーゲージ証券(以下「MBS」といいます。)とは住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関により元利金の支払保証がなされています。

ファンドが投資するMBSの代表的なものには、米国政府の機関または機構(政府住宅抵当金庫(Government National Mortgage Association)(以下「GNMA」といいます。))連邦住宅抵当金庫(Federal National Mortgage Association)(以下「FNMA」といいます。))および連邦住宅貸付抵当金融会社(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下「FHLMC」といいます。))により発行されるモーゲージ関連証券があります。

またファンドはコマーシャル・モーゲージ・バック証券にも投資します。コマーシャル・モーゲージ・バック証券(以下「CMBS」といいます。)とはオフィスビル、ホテル、アパート、ショッピングセンターなどの商業用不動産を担保にしたローンを証券化した商品です。

ファンドが投資するMBSおよびCMBSにはモーゲージ担保証券(Collateralized Mortgage Obligation 以下「CMOs」といいます。)を含みます。CMOsとはモーゲージ・ローンまたはモーゲージパススルー証券により担保された証券で、従来のパススルー証券が、住宅ローンのキャッシュフローをそのまま投資家に支払うのに対してCMOsではキャッシュフローをさまざまな形に組み替えています。

3 ハイイールド債とは、債券などの格付機関(S&P社(スタンダード・アンド・プアーズ)、ムーディーズ社など)によって格付けされる債券の信用度でBB格(格付会社によっては「BB格」と同等の格付けを別の記号により表現することがありますが、その場合、当該記号に読み替えます。)以下に格付けされている債券をいいます。

格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、前記「ファンドの基本情報 4 お申込みの手引き お申込みに関しては… その他振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

契約等の概要

1. 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）と受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

2. 受益権の募集・販売の取扱等に関する契約

「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資に関する事務等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

3. 運用の再委託に関する契約

運用の再委託に関する契約は委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）と投資顧問会社（ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取り決めが定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額

平成20年7月15日現在の委託会社の資本金は、100億円です。

2. 会社の沿革

昭和60年7月1日、ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日、ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日、ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日、定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社といたしました。

3. 大株主の状況

（平成20年7月15日現在）

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債に投資することにより、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用方法

1. 投資態度

) 主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

) リーマン・ブラザーズ米国総合インデックス¹（円換算ベース²）から信託報酬相当分（年率 1.50%）を控除した数値を参考指標³とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

) 外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジ（為替リスクの回避）を行いません。

) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

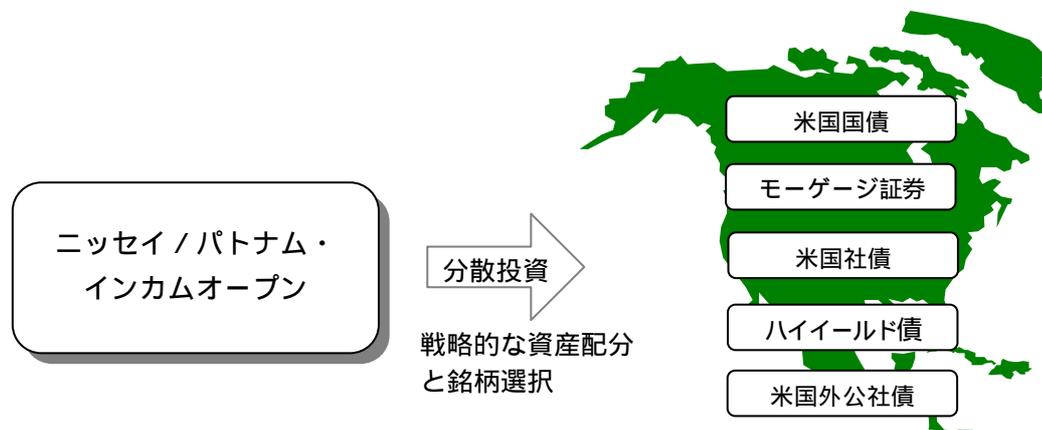
1 リーマン・ブラザーズ米国総合インデックスは、米国の投資適格固定利付債券市場を対象とし、国債、社債、MBS、ABSを含む総合的な債券インデックスです。リーマン・ブラザーズ証券は当ファンドと何ら関係なく、ファンドの運用成果に対して一切責任を負うものではありません。

2 「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

3 ファンドは、当該参考指標との連動性を目指すものではありません。

2. 投資対象

米ドル建ての多種多様な債券を投資対象とし、業種・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、運用収益の獲得を目指します。



3. ファンドの特色

) 分散投資・高格付債へ投資することで、信用リスクをコントロールします。

イ. 幅広く分散投資

・ 幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

ロ. 高格付債投資

・ 投資適格債の組入比率を 85%以上（ハイイールド債の組入比率は 15%以下）に保ちます。

・ 組入債券の平均格付は「A格」以上に保ちます。

・ また、組入銘柄については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの

低減を図ります。

クレジットリサーチは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

債券の格付について...

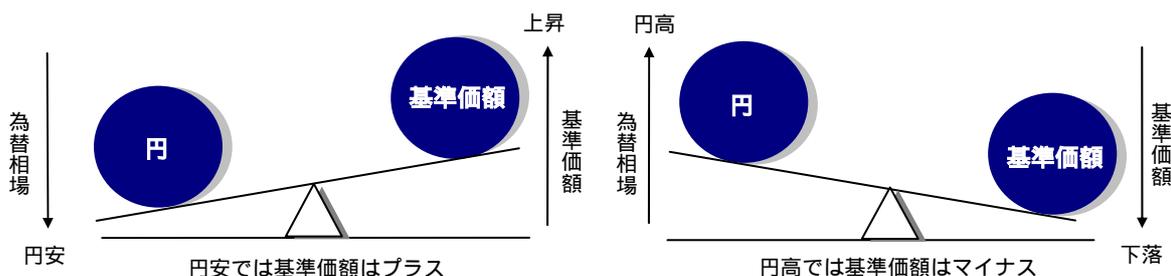
格付		S & P社	Moody's社	(債券の格付とは) 債券の格付とは、債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、格付機関（S&P社やMoody's社等）が各債券の格付を行っています。
高い	投資適格格付	AAA	Aaa	
		AA	Aa	
		A	A	
		BBB	Baa	
	投機的格付	BB	Ba	
		B	B	
		CCC	Caa	
		CC	Ca	
		C	C	
低い			D	-

) 為替ヘッジは行いません。

・外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

・為替相場の状況によって、基準価額および収益分配の額が変動します。

為替相場と基準価額の関係（イメージ図）



4. 運用委託

委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限を、米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である下記の会社に委託します。ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエア 1

ただし、上記の会社が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失をもたらした場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

パトナム・インベストメンツの概要

(平成 20 年 3 月末現在)

パトナム・インベストメンツは 1937 年創立の米国で最も古い資産運用会社の 1 つです。運用資産は約 1,683 億ドル（約 16 兆円）、投信残高は約 993 億ドル（約 9 兆円）の規模を誇ります。

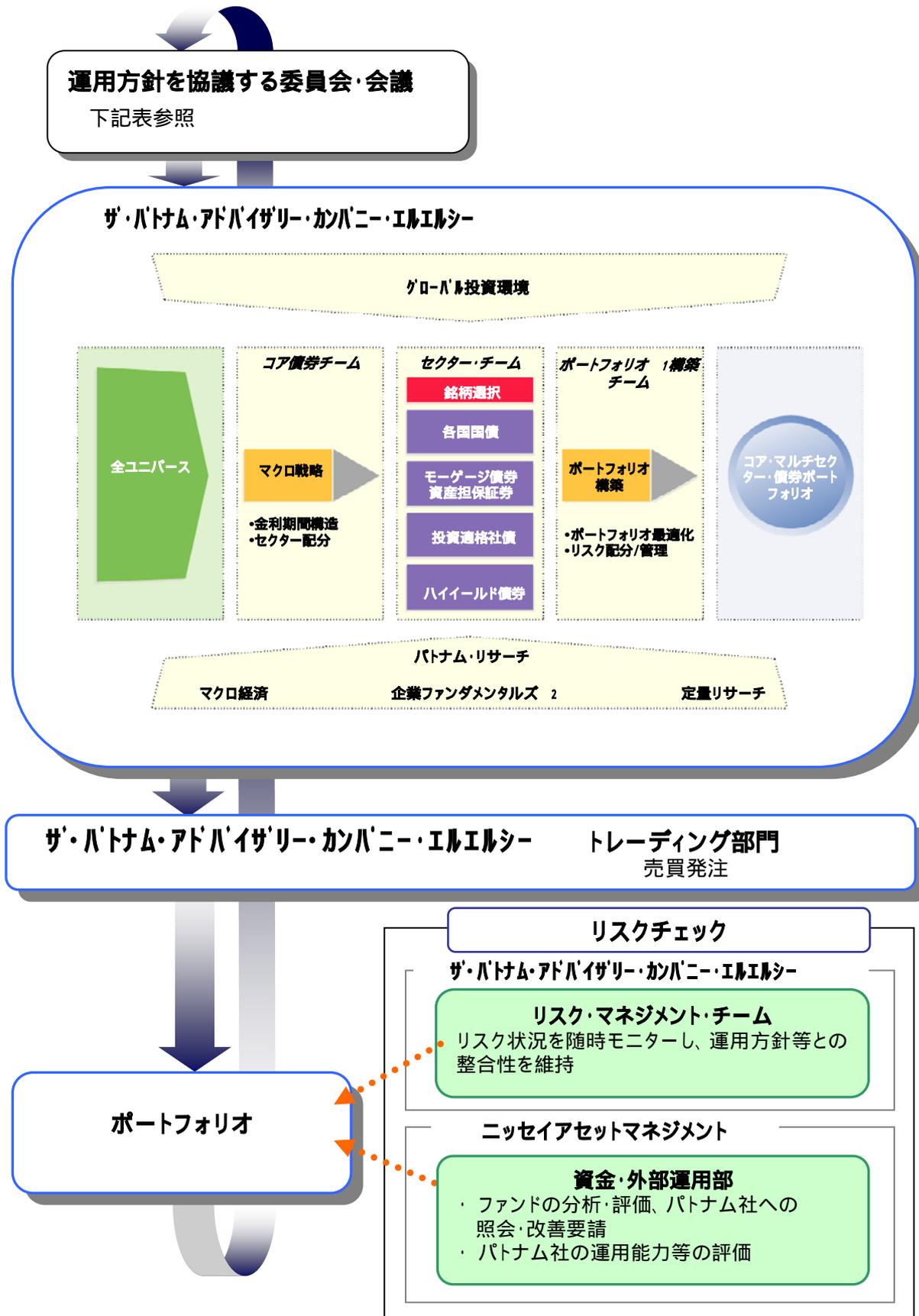
設定済み投信は 100 本以上、投資家数は約 800 万人にのぼります。

ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を 185 名有しています。

(2) 主な投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を主な投資対象とします。

(3) 運用体制



国内短期金融資産の運用はニッセイアセットマネジメントが行います。

- 1 ポートフォリオは、個々の投資家が保有またはファンドが投資している金融資産の集合体を指します。
- 2 企業ファンダメンタルズは、企業の財務状況、業界における競争力、経営陣の質等の分析に基づく信用リスクおよび社債の評価を意味します。

運用方針の決定

ファンドの運用は、国内短期金融資産の運用の指図を除き、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー（投資顧問会社、以下パトナム社ということがあります。）が行います。委託会社は、運用方針を協議する委員会・会議にてパトナム社の運用方針を報告・確認します。

ポートフォリオ構築・売買等

ファンドの組入資産の売買等は、パトナム社のポートフォリオ・マネジャーが決定します。

ポートフォリオの管理

委託会社の資金・外部運用部は、運用状況をモニタリングし、ファンドの分析・評価を行い、必要と判断した場合には、パトナム社に照会・改善要請を行います。また、評価基準に基づき、パトナム社の運用能力等に関する評価を定期的実施します。

<運用方針を協議する委員会・会議>

ファンドの運用方針は下記のいずれかの委員会・会議にて協議されます。

名称	主な付議事項	議長	出席者 (人員)
投資政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・投資環境見通し ・各資産及びファンドの運用方針の協議 ・各資産及びファンド分析・評価 	運用部門担当役員	運用部門の部長、統括部長、室長 (15名程度)
外部運用会議	<ul style="list-style-type: none"> ・運用指図権限を委託したファンドの運用方針の協議 ・ファンドの運用方針、運用実績及び運用モニタリング項目の報告・確認 	運用部門担当役員	運用部門の部長・室長等 (5名程度)

上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、信託財産の運用における各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

(4) 主な投資制限

ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（約款第19条第4項、同「運用の基本方針」）

信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合（約款「運用の基本方針」）

制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合（約款第22条第1項、同「運用の基本方針」）

取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合（約款第22条第2項、同「運用の基本方針」）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（約款第 27 条、同「運用の基本方針」）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

私募有価証券等の組入れ（約款「運用の基本方針」）

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の 15%以下の範囲内で行います。

（５）分配方針

3 ヶ月に 1 回、決算日（1 月、4 月、7 月、10 月の各月 15 日、ただし休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等から判断して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を差し引いた額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みます。）信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を差し引いた後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を差し引き、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益により補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3. 毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

運用状況

(1) 投資状況

(平成20年5月30日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	28,441,564,122	7.24
地方債証券	アメリカ	542,551,856	0.14
特殊債券	アメリカ	158,845,717,432	40.45
社債券	アメリカ	181,769,552,834	46.29
	ケイマン諸島	9,983,306,796	2.54
	イギリス	3,686,293,666	0.94
	カナダ	1,500,217,516	0.38
	アイルランド	448,075,440	0.11
	オランダ	346,292,080	0.09
	ルクセンブルグ	345,006,536	0.09
	フランス	317,712,502	0.08
	オーストラリア	299,711,653	0.08
	スペイン	285,652,127	0.07
	バミューダ	271,210,775	0.07
	ドイツ	158,566,795	0.04
	小計	199,411,598,720	50.78
売付債券	アメリカ	5,593,821,795	1.42
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		11,028,626,283	2.81
純資産総額		392,676,236,618	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成20年5月30日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段:帳簿価額(円) 下段:評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
1	アメリカ	US TREASURY BOND	6.250	2030/5/15	国債証券	211,810,000	13,467 12,700	28,523,440,778 26,899,519,984	6.85
2	アメリカ	FNMA TBA	5.500	2038/6/1	特殊債券	89,000,000	10,565 10,476	9,402,587,754 9,323,467,785	2.37
3	ケイマン諸島	ALTA CDO 1	4.620	2012/6/20	社債券	86,800,000	9,980 10,439	8,662,775,625 9,060,689,610	2.31
4	アメリカ	FNMA 888703	6.500	2037/8/1	特殊債券	79,369,674	10,986 10,907	8,719,256,575 8,656,977,969	2.20
5	アメリカ	FNMA 745274	5.500	2036/1/1	特殊債券	65,058,537	10,700 10,500	6,961,467,445 6,830,886,255	1.74
6	アメリカ	WFMB 2005-AR12 2A5 2	4.328	2035/7/1	社債券	74,420,000	9,087 8,922	6,762,381,862 6,640,004,684	1.69
7	アメリカ	COMM 2007-C9 A4 3	5.816	2049/12/1	社債券	49,479,000	10,403 10,418	5,147,482,329 5,154,807,695	1.31
8	アメリカ	FNMA 880623	5.500	2036/4/1	特殊債券	48,060,901	10,697 10,493	5,141,091,661 5,043,051,377	1.28

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)	
							単価	金額		
9	アメリカ	MSC 2007-1Q15 AM	4	5.881	2049/6/1	社債券	49,479,000	9,622 9,842	4,760,912,303 4,869,850,960	1.24
10	アメリカ	FNMA TBA		5.500	2038/7/1	特殊債券	43,000,000	10,576 10,449	4,547,869,629 4,493,228,670	1.14
11	アメリカ	FNMA TBA		6.500	2038/6/1	特殊債券	32,000,000	10,918 10,892	3,493,839,551 3,485,520,000	0.89
12	アメリカ	DLJCM 2000-CF1 A1B 5		7.620	2033/6/1	社債券	27,987,083	10,940 10,997	3,061,771,043 3,077,634,681	0.78
13	アメリカ	FNMA 868244		5.500	2036/3/1	特殊債券	26,244,536	10,697 10,493	2,807,387,377 2,753,850,695	0.70
14	アメリカ	MLMT 2006-C2 A4	6	5.742	2043/8/1	社債券	25,189,200	10,443 10,446	2,630,487,564 2,631,339,966	0.67
15	アメリカ	FNMA 903541		6.000	2021/10/1	特殊債券	22,947,948	10,913 10,862	2,504,401,315 2,492,655,867	0.63
16	アメリカ	MLMT 2005-CIP1 A4 7		5.047	2038/7/1	社債券	24,440,000	10,256 10,136	2,506,528,885 2,477,349,541	0.63
17	アメリカ	CSFB 2004-C3 A5	8	5.113	2036/7/1	社債券	23,381,000	10,427 10,300	2,437,851,003 2,408,131,063	0.61
18	アメリカ	FNMA 832484		5.500	2035/9/1	特殊債券	21,474,752	10,700 10,500	2,297,865,810 2,254,763,099	0.57
19	アメリカ	FNMA 883002		6.000	2021/7/1	特殊債券	20,415,855	10,913 10,862	2,228,063,888 2,217,614,441	0.56
20	アメリカ	MLMT 2005-MKB2 A2 9		4.806	2042/9/1	社債券	20,881,500	10,458 10,540	2,183,729,480 2,200,931,504	0.56
21	アメリカ	GNMA 4018		6.500	2037/8/1	特殊債券	19,975,525	11,016 10,922	2,200,499,350 2,181,741,126	0.56
22	アメリカ	START 2005-1	10	5.680	2015/1/21	社債券	21,051,503	10,152 10,152	2,137,148,542 2,137,148,542	0.54
23	アメリカ	FNMA 255897		4.500	2035/10/1	特殊債券	21,147,295	10,182 9,836	2,153,112,752 2,079,962,511	0.53
24	アメリカ	GCCFC 2007-GG11 A4 11		5.736	2049/12/1	社債券	20,000,000	10,274 10,293	2,054,764,800 2,058,656,400	0.52
25	アメリカ	FSPC T-60 1A2	12	7.000	2044/3/1	特殊債券	18,652,961	10,612 10,478	1,979,395,338 1,954,403,122	0.50
26	アメリカ	LBUBS 2004-C4 A4 13		5.125	2029/6/11	社債券	18,180,000	10,660 10,529	1,938,049,857 1,914,229,649	0.49
27	アメリカ	GCCFC 2005-GG5 A5 14		5.224	2037/4/1	社債券	18,650,000	10,359 10,239	1,931,905,243 1,909,480,903	0.49
28	アメリカ	CSFB 2005-C5 A4 15		5.100	2038/8/1	社債券	18,650,000	10,295 10,174	1,919,973,206 1,897,430,532	0.48
29	アメリカ	BSCMS 2004-PWR4 A3 16		5.468	2041/6/1	社債券	17,613,000	10,611 10,488	1,868,944,756 1,847,171,257	0.47
30	アメリカ	JPMCC 2003-CB6 A2 17		5.255	2037/7/1	社債券	17,613,000	10,246 10,468	1,804,630,050 1,843,669,616	0.47
投資比率：合計									33.78	

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 平成20年5月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

1. ALTA CDO

ALTA CDO SPC 及び ALTA CDO LLC が発行する仕組債です。発行体は、クレジットカードローン債権を担保とする AAA 格の資産担保証券に投資します。更に、保証手数料を受け取るかわりに、予め特定された約 100 銘柄のハイイールド債から算出される債務不履行等による損害比率が 35% から 60% に達する過程において損失を負担する契約（クレジットスワップ契約）を証券会社と締結します。発行体は資産担保証券から得られるクーポンと証券会社からの保証手数料を元に、短期金利に上乗せした金利を投資家に支払います。

なお、2008 年 5 月 30 日時点での当証券の格付は Aaa 格（Moody 's 社）/ AAA 格（S&P 社）となっています。

2. WFMB 2005-AR12 2A5

ウェルズ・ファargo・MBS・2005-AR12 トラストが発行したモーゲージ（不動産貸付）担保債務証券です。最長 30 年の変動利払いの住宅ローン債権をプールとして再組成し、そこから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となる住宅ローンプールに損失が発生した場合は、優先クラスである 2A5 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は 2,400 件程度（2005 年 6 月 1 日時点）に分散されていると共に、ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

3. COMM 2007-C9 A4

コマーシャル・モーゲージ・パススルー・サーティフィケートが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 10 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は 110 件（2007 年 8 月時点）に分散され、担保として約 270 の物件（オフィス、商業用（小売）施設等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

4. MSC 2007-IQ15 AM

モルガン・スタンレー・キャピタル が発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、AM クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は 130 件程度（2007 年 8 月 1 日時点）に分散され、約 190 の物件（オフィス、商業用（小売）施設等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

5. DLJCM 2000-CF1 A1B

DLJ・コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 12 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A1B クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は 130 件程度（2000 年 6 月 1 日時点）に分散され、担保として約 140 の物件（オフィス、アパート等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

6. MLMT 2006-C2 A4

メリル・リンチ・モーゲージ・トラストが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年のローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は130件程度(2006年8月時点)に分散され、約240の物件(商業(小売)施設、アパート等)を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

7. MLMT 2005-CIP1 A4

メリル・リンチ・モーゲージ・トラストが発行した商業用モーゲージ(不動産貸付)担保証券です。最長15年のローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA4クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は140件程度(2005年8月時点)に分散され、担保として約250の物件(商業(小売)施設、オフィス等)に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

8. CSFB 2004-C3 A5

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・コープが発行した商業用モーゲージ(不動産貸付)担保証券です。最長20年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA5クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数(オフィス・商業(小売)施設等)は約170件程度(2004年8月11日時点)に分散されていると共に、ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

9. MLMT 2005-MKB2 A2

メリル・リンチ・モーゲージ・トラストが発行した商業用モーゲージ(不動産貸付)担保証券です。最長15年のローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA2クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は70件程度(2005年3月時点)に分散され、担保として約90の物件(商業(小売)施設、オフィス等)に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

10. START 2005-1

ストラクチャード・アセット・レシーバブルズ・トラストが発行する資産担保証券です。AIGの子会社である保険会社が保険金支払い義務を持つ保険契約を契約者から買い取り、契約に基づいて支払われる保険金をキャッシュフローとして受け取ります。

なお、2008年5月30日時点での当証券の格付はAA+格(S&P社)となっています。

11. GCCFC 2007-GG11 A4

グリニッジ・キャピタル・コマーシャル・ファンディング・コープが発行した商業用モーゲージ(不動産貸付)担保証券です。最長10年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA4クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は120件程度(2007年10月時点)に分散され、180の物件(オフィス、商業(小売)施設等)を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

12. FSPC T-60 1A2

フレディマック(連邦住宅貸付抵当会社)が発行したモーゲージ(不動産貸付)担保債務証書です。最長30年の固定利払いの住宅ローン債権(FHA(連邦住宅局)/VA(退役軍人局)/RHS(地方住宅局)ローン)をプールとして再組成し、そこから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。なお、フレディマックはこのキャッシュフローに対して保証をつけています。

なお、この銘柄の元利金支払いに関するローン件数は2,470件程度(2004年4月1日時点)に分散されていると共に、ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

13. LBUBS 2004-C4 A4

LB-UBS コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 22 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 70 件程度（2004 年 5 月 11 日時点）に分散され、約 80 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

14. GCCFC 2005-GG5 A5

グリニッジ・キャピタル・コマーシャル・ファンディング・コープが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 13 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A5 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 170 件程度（2005 年 11 月 6 日時点）に分散され、約 270 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

15. CSFB 2005-C5 A4

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・コープが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 15 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 280 件程度（2005 年 11 月時点）に分散され、担保として約 340 の物件（商業（小売）施設、オフィス、アパート等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

16. BSCMS 2004-PWR4 A3

ベアー・スターンズ・コマーシャル・モーゲージ・セキュリティーズ・トラストが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A3 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 80 件程度（2004 年 6 月時点）に分散され、約 100 の物件（オフィス、商業（小売）施設等）を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

17. JPMCC 2003-CB6 A2

JP モルガン・チェース・コマーシャル・モーゲージ・セキュリティーズ・コープが発行した商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A2 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 130 件程度（2003 年 8 月 1 日時点）に分散され、担保として約 140 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

TBA (To Be Announced) とは

TBA とは、モーゲージ・パススルー証券の売買の際に、発行機関、年限、クーポン、額面金額などは特定するものの、受渡しの対象となるプール（複数の住宅ローンをまとめたもの）は指定せずに行う取引形態のことです。

莫大な数の個別プールを特定して取引していたのでは、コストや手間がかかる上、流動性も限定的となってしまう。このため、TBA 取引がモーゲージ・パススルー証券市場において標準的な取引形態となっています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
社債券	-	50.78
特殊債券	-	40.45
国債証券	-	7.24
地方債証券	-	0.14
売付債券	-	1.42
合計		97.19

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額(平成20年5月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額)の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成20年5月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額(円)		1万口当たり純資産総額(円)	
第1特定 期末	(平成10年10月15日)	分配付:	52,107,595,500	分配付:	8,410
		分配落:	51,766,835,850	分配落:	8,355
第2特定 期末	(平成11年4月15日)	分配付:	48,780,605,711	分配付:	8,461
		分配落:	47,560,932,099	分配落:	8,271
第3特定 期末	(平成11年10月15日)	分配付:	33,248,961,088	分配付:	7,227
		分配落:	32,336,841,348	分配落:	7,037
第4特定 期末	(平成12年4月17日)	分配付:	27,578,167,016	分配付:	7,073
		分配落:	26,806,995,584	分配落:	6,883
第5特定 期末	(平成12年10月16日)	分配付:	24,205,522,721	分配付:	7,289
		分配落:	23,512,478,077	分配落:	7,089
第6特定 期末	(平成13年4月16日)	分配付:	39,427,536,103	分配付:	8,588
		分配落:	38,581,134,845	分配落:	8,388
第7特定 期末	(平成13年10月15日)	分配付:	90,876,663,617	分配付:	8,490
		分配落:	89,065,284,756	分配落:	8,290
第8特定 期末	(平成14年4月15日)	分配付:	184,099,533,145	分配付:	9,113
		分配落:	180,378,937,633	分配落:	8,903
第9特定 期末	(平成14年10月15日)	分配付:	346,315,873,671	分配付:	8,759
		分配落:	339,146,397,340	分配落:	8,554
第10特定 期末	(平成15年4月15日)	分配付:	525,730,124,886	分配付:	8,594
		分配落:	514,966,540,811	分配落:	8,399
第11特定 期末	(平成15年10月15日)	分配付:	638,096,791,995	分配付:	7,651
		分配落:	622,565,785,716	分配落:	7,451
第12特定 期末	(平成16年4月15日)	分配付:	788,113,804,297	分配付:	7,579
		分配落:	768,975,596,210	分配落:	7,384

		純資産総額 (円)	1万口当たり純資産総額 (円)
第13 特定 期末	(平成16年10月15日)	分配付： 867,086,443,731 分配落： 845,828,726,232	分配付： 7,647 分配落： 7,457
第14 特定 期末	(平成17年4月15日)	分配付： 975,252,228,661 分配落： 952,020,015,403	分配付： 7,337 分配落： 7,157
第15 特定 期末	(平成17年10月17日)	分配付： 972,410,955,935 分配落： 948,336,309,551	分配付： 7,562 分配落： 7,377
第16 特定 期末	(平成18年4月17日)	分配付： 816,429,686,207 分配落： 796,465,294,066	分配付： 7,603 分配落： 7,423
第17 特定 期末	(平成18年10月16日)	分配付： 739,594,292,136 分配落： 721,545,299,614	分配付： 7,743 分配落： 7,563
第18 特定 期末	(平成19年4月16日)	分配付： 596,981,197,743 分配落： 581,445,612,167	分配付： 7,731 分配落： 7,541
第19 特定 期末	(平成19年10月15日)	分配付： 503,033,966,361 分配落： 490,426,225,413	分配付： 7,552 分配落： 7,367
第20 特定 期末	(平成20年4月15日)	分配付： 397,654,614,981 分配落： 386,362,631,288	分配付： 6,455 分配落： 6,275
	平成19年6月末日	543,952,932,443	7,712
	7月末日	508,768,916,057	7,426
	8月末日	495,667,167,258	7,325
	9月末日	489,904,723,379	7,326
	10月末日	479,188,256,036	7,252
	11月末日	455,195,759,214	6,996
	12月末日	463,605,330,033	7,233
	平成20年1月末日	426,228,662,051	6,730
	2月末日	408,008,471,813	6,535
	3月末日	385,927,984,105	6,250
	4月末日	394,161,192,490	6,434
	平成20年5月30日	392,676,236,618	6,473

(注) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

分配の推移

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	55円 (普通分配金45円、特別分配金10円)
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	190円 (普通分配金184円、特別分配金6円)
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	190円 (普通分配金190円、特別分配金0円)
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	190円 (普通分配金190円、特別分配金0円)
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	200円
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	200円
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	200円
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	210円
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	205円
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	195円
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	200円
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	195円
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	190円
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	180円
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	185円
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	180円
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	180円
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	190円
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	185円
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	180円

収益率の推移

		収益率
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	15.90%
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	1.27%
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	12.62%
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	0.51%
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	5.90%
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	21.15%
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	1.22%
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	9.93%
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	1.62%
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	0.47%
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	8.91%
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	1.72%
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	3.56%
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	1.61%
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	5.66%
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	3.06%
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	4.31%
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	2.22%
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	0.15%
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	12.38%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間末分配付基準価額} - \text{前特定期間末分配落基準価額}) \div \text{前特定期間末分配落基準価額} \times 100$$

投資リスク

ファンドは、米ドル建ての債券などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格変動や為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは投資元本の保証や一定の成果は約束されておりません。受益権の取得申込者は、慎重な投資判断を行うために、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

また、ファンドは預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、投資した資産の減少を含むリスクは受益者が負うこととなります。

(1) 投資リスクおよび留意点

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

債券投資リスク

1. 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが組入れを行っている債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

2. 信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは、債務不履行に陥ると予想される場合には債券の価格が下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

3. 期限前償還リスク

組入債券が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、金利が低下している局面では、再投資利回りが償還になった債券の利回りよりも低くなる可能性があります。

外国証券投資リスク

1. カントリーリスク

ファンドは海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。

2. 為替変動リスク

ファンドは外貨建ての有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

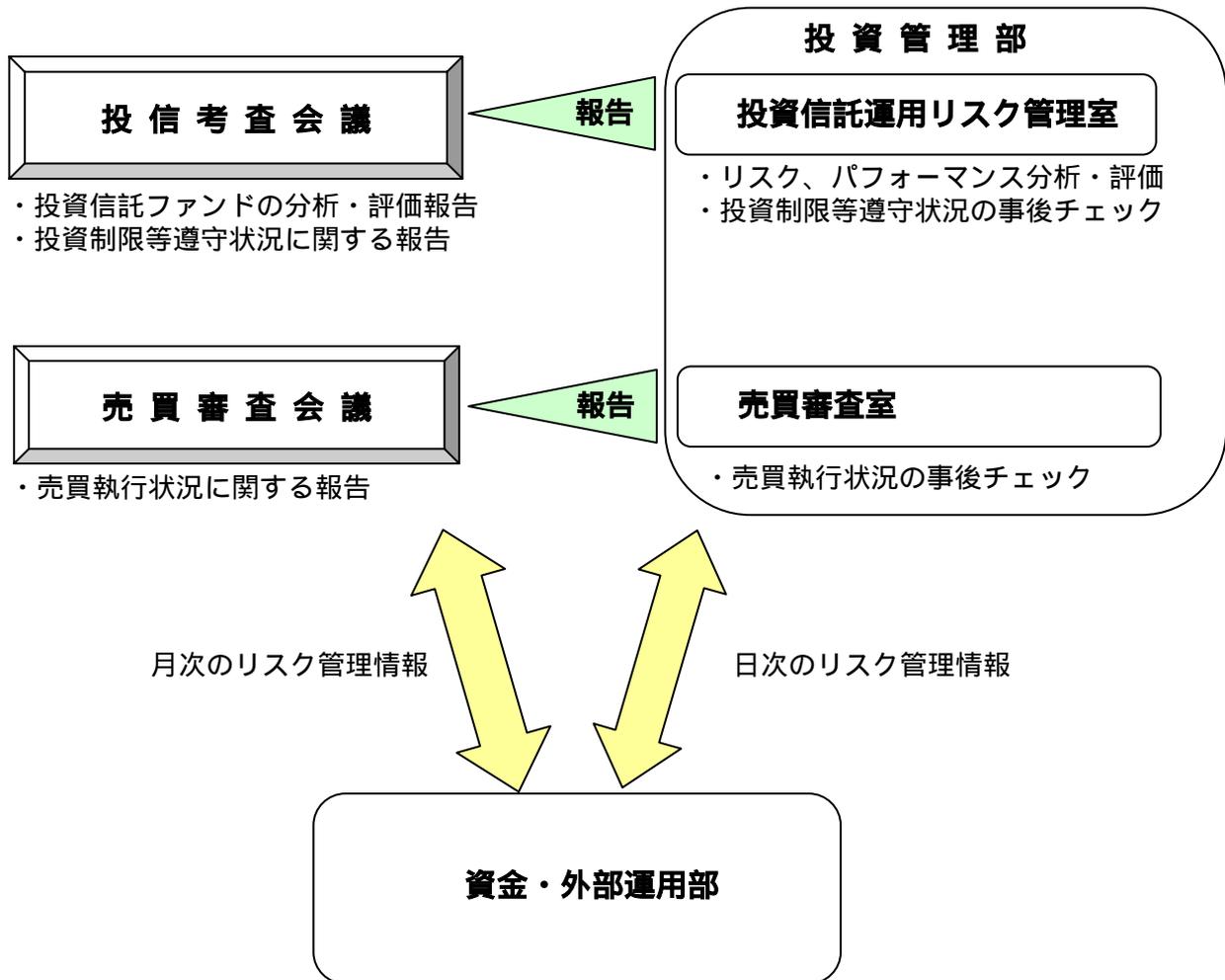
その他

ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

分配金と基準価額に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2) 投資リスク管理体制



1. 投資信託運用リスク管理室（上記図表 ）が、運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用部門（上記図表 ）に日々連絡するとともに、月次の投信審査会議で報告します。
2. 売買審査室（上記図表 ）が売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用部門（上記図表 ）に連絡するとともに、月次の売買審査会議で報告します。
3. 運用部門（上記図表 ）は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

手数料等および税金

(1) 申込手数料

申込手数料（1万口当り）は、取扱販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額とします。

平成20年7月15日現在、手数料率の上限は、2.625%（税込）です。

各取扱販売会社が定める申込手数料率の最高値です。また、手数料率は変更となる場合があります。

取扱販売会社で支払いを受けた償還金をもって、このファンドの受益権の取得申込を行う場合、その償還金の範囲内で取得する口数にかかる手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます（償還乗換優遇措置）。

取扱販売会社で支払いを受けた中途解約金をもって、このファンドの受益権の取得申込をする場合の手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます（換金乗換優遇措置）。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、分配金を再投資する場合は手数料はかかりません。

前記 から についての詳細は、取扱販売会社にお問い合わせください。なお、取扱販売会社につきましては、前記「 ファンドの基本情報 5. 当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%（税込）の率をかけて得た金額とし、その配分は次のとおりです。

取扱販売会社毎の純資産総額	支払い先および配分（税込）		
	委託会社	取扱販売会社	受託会社
1,000億円以下の部分	年0.8400%	年0.6300%	年0.105%
1,000億円超 2,000億円以下の部分	年0.7875%	年0.6825%	年0.105%
2,000億円超 の部分	年0.7350%	年0.7350%	年0.105%

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（上記の委託会社が収受する配分額（税抜）に0.5をかけて得た金額）が含まれます。

前記 の信託報酬については、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払います。

前記 の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬を支払うときに信託財産中から支払います。

委託会社の直接募集による部分については、取扱販売会社分相当額を委託会社が受取ります。

(4) その他の手数料等

証券取引に伴う手数料等

組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけて計算し、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産より支払います。

純資産総額		監査報酬率（税込）
100億円超	の部分	年0.00420%
50億円超 100億円以下	の部分	年0.00525%
10億円超 50億円以下	の部分	年0.00735%
	10億円以下 の部分	年0.04200%

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「手数料等および税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

(5) 課税上の取扱い

a 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を差し引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合には各取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

b 課税対象について

収益分配時

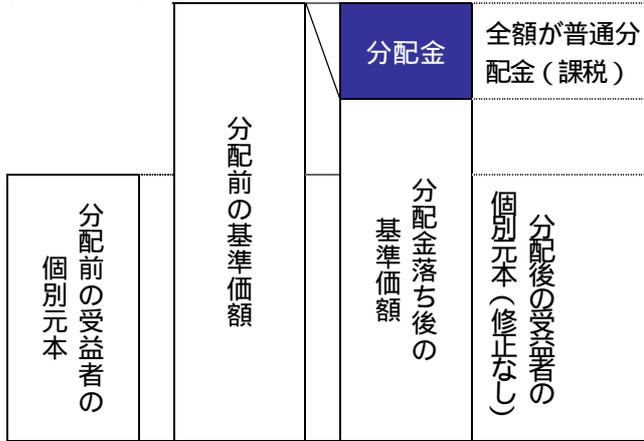
「普通分配金」に対して課税されます。

収益分配金には「普通分配金」と「特別分配金」の区分があります。

1. 普通分配金 収益分配金のうち、特別分配金以外の部分で、課税扱いの分配金です。
2. 特別分配金 収益分配金のうち、受益者毎の個別元本の一部払い戻しに相当する部分で、非課税扱いの分配金です。

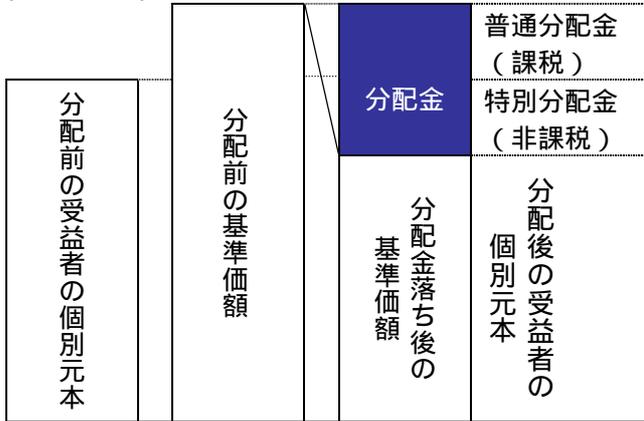
イメージ図

(ケースA)



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合、または受益者の個別元本を上回っている場合は収益分配金の全額が普通分配金となります。

(ケースB)



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差し引いた額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差し引いた額が、その後の受益者の個別元本となります。

解約請求・償還時

解約価額および償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

平成 21 年 1 月 1 日以降は、個人の場合、解約価額および償還価額と取得価額(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。)の差益に対して課税されます。

買取請求時

買取価額と取得価額 の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

c 個人、法人別の課税の取扱い
個人の場合

	収益分配時	解約請求・償還時	買取請求時
平成20年12月31日まで	<p>収益分配時の普通分配金、解約請求・償還時の個別元本超過額は、上場株式等（公募株式投資信託、上場株式、上場不動産投資信託・株価指数連動型上場投資信託などをいいます）の配当所得として10%（所得税7%・地方税3%）の税率により源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）を選択することもできます。</p> <p>解約請求・償還時の損失は、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。</p>		<p>買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として10%（所得税7%・地方税3%）の申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行う必要があります¹。</p> <p>買取請求時の損益は、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。</p>
平成21年1月1日から	<p>収益分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。</p> <p>ただし、平成22年12月31日までは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。ただし、上場株式等の配当等の金額の合計額が年間100万円²を超える場合、申告不要制度の適用外となり、確定申告を行う必要があります。 ・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、その年の上場株式等の配当所得の金額のうち、100万円以下の部分は、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。 	<p>解約請求・償還時および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります¹。</p> <p>ただし、平成22年12月31日までは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その年の上場株式等の譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分は、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。 ・源泉徴収選択口座を選択し、上場株式等の譲渡所得等の合計金額が年間500万円以下の場合のみ、申告不要制度が適用されます。 <p>解約請求・償還時および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。</p>	
	<p>確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。</p>		

1 源泉徴収選択口座を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

2 1年間に受取った配当等の合計額が1万円以下の銘柄などは除きます。

法人の場合（収益分配時、解約請求・償還時）

収益分配時の普通分配金、解約請求・償還時の個別元本超過額に対して平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日からは15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。益金不算入制度の適用はありません。

非課税扱いの投資家については、上記課税対象については課税されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

管理および運営の概要

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差し引いた金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
2. ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下のとおりです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

3. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
なお、委託会社へは前記「 ファンドの基本情報 5. 当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

保管

ファンド資産の保管

信託財産に属する有価証券等資産の管理保管は、原則として受託会社が行います。

信託期間

無期限です。

計算期間

ファンドの計算期間は、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から平成10年10月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

その他

1. 償還条件

）ファンドの信託期間は無期限ですが、下記の事項に該当する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の信託約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。

- a. ファンドの一部を解約することによりファンドの受益権の口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなったとき
- b. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- c. やむを得ない事情が発生したとき

）委託会社は、前記 ）により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

）前記 ）の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。

）前記 ）の一定の期間内に異議を申し立てた受益者の受益権口数が受益権の総口数の

二分の一を超えるときは、前記) の信託契約の解約をしません。

) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

) 前記) から) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記) の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。

) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。

) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、このファンドは、後記「3. 信託約款の変更)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「3. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

2. 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの4月および10月の計算期間の末日ごとに期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを委託会社または取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

3. 信託約款の変更

) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

) 委託会社は、前記) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

) 前記) の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を記載します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。

) 前記) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記) の信託約款の変更をしません。

) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは前記) から) の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(2) 受益者の権利等

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に依りて請求する権利を有します。

1. 一般コースの場合

) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

) 収益分配金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行いません。

) 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

2. 自動けいぞく投資コースの場合

) 自動けいぞく(累積)投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に関する受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

) 委託会社は、委託会社の直接募集による受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をファンドの受益権の取得申込金として、受益者ごとに当該収益分配金の再投資に関する受益権の取得申込みに応じたものとし、

) 委託会社は、前記)の受益者に帰属する受益権の全部の口数についてファンドの一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記)の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金に対する請求権

1. 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利があります。

2. 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

3. 償還金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益権に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。

4. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約請求権

受益者には、持分に応じて一部解約を請求する権利があります。権利行使の方法等についての概要は、前記「ファンドの基本情報 4 お申込みの手引き ご換金に関しては…」の項をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

反対者の買取請求権

前記「(1) 資産管理等の概要 その他 1. 償還条件」に規定する信託契約の解約または前記「(1) 資産管理等の概要 その他 3. 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、「1. 償還条件)」または「3. 信託約款の変更)」

の一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の信託財産による買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

財務ハイライト情報

- 1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、投資信託説明書(請求目論見書)の「ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している、貸借対照表、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の5の規定により注記される事項(以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」という。)を抜粋して記載しております。
なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務ハイライト情報は6か月(特定期間)ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19特定期間(平成19年4月17日から平成19年10月15日まで)及び第20特定期間(平成19年10月16日から平成20年4月15日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。
その監査報告書は、投資信託説明書(請求目論見書)に記載している財務諸表の直前に添付しております。

ニッセイ/パトナム・インカムオープン

1 貸借対照表

区分	第 19 特定期間 (平成 19 年 10 月 15 日現在)	第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	5,230,352,037	26,479,824,172
コール・ローン	1,585,266,625	904,099,462
国債証券	51,867,528,239	28,865,205,262
地方債証券	638,905,199	541,306,073
特殊債券	198,642,228,259	154,816,408,504
社債券	229,718,510,874	189,656,578,511
派生商品評価勘定	83,698,672	70,917,000
未収入金	19,452,506,856	311,970,679
未収利息	4,853,123,941	3,542,994,174
前払費用	314,843,607	54,379,668
その他未収収益	212,509,401	388,737,074
差入委託証拠金	1,494,596,700	1,301,618,398
流動資産合計	514,094,070,410	406,934,038,977
資産合計	514,094,070,410	406,934,038,977
負債の部		
流動負債		
売付債券	11,251,244,657	-
派生商品評価勘定	38,484,000	-
未払金	3,774,358,892	13,124,423,294
未払収益分配金	5,991,167,299	5,541,038,916
未払解約金	676,493,552	301,209,589
未払受託者報酬	128,720,730	106,688,673
未払委託者報酬	1,802,090,241	1,493,641,355
その他未払費用	5,285,626	4,405,862
流動負債合計	23,667,844,997	20,571,407,689
負債合計	23,667,844,997	20,571,407,689
純資産の部		
元本等		
元本	665,685,255,450	615,670,990,761
剰余金		
期末欠損金	175,259,030,037	229,308,359,473
純資産合計	490,426,225,413	386,362,631,288
負債・純資産合計	514,094,070,410	406,934,038,977

2 損益及び剰余金計算書

区分	第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	17,981,057,533	14,243,679,294
有価証券売買等損益	8,015,152,036	2,647,322,746
派生商品取引等損益	613,694,529	77,147,546
為替差損益	5,178,931,011	66,659,827,661
その他収益	252,300,827	208,368,877
営業収益合計	5,652,969,842	54,932,249,782
営業費用		
受託者報酬	276,794,237	229,019,468
委託者報酬	3,875,119,352	3,206,272,590
その他費用	53,081,367	32,761,764
営業費用合計	4,204,994,956	3,468,053,822
営業利益(損失)金額	1,447,974,886	58,400,303,604
経常利益(損失)金額	1,447,974,886	58,400,303,604
当期純利益(純損失)金額	1,447,974,886	58,400,303,604
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	-	1,497,660,775
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	259,178,942	-
期首欠損金	189,610,207,337	175,259,030,037
欠損金減少額	27,481,684,645	16,026,429,300
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(27,481,684,645)	(16,026,429,300)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	(-)	(-)
欠損金増加額	1,711,562,341	1,881,132,214
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)	(-)	(-)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,711,562,341)	(1,881,132,214)
分配金	12,607,740,948	11,291,983,693
期末欠損金	175,259,030,037	229,308,359,473

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
1 .有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 同左
2 .デリバティブの評価基準 及び評価方法	(1) 国債先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する特定期間末日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替送回金に伴う為替予約取引に係るものであります。	(1) 国債先物取引 同左 (2) 為替予約取引 同左 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、為替送回金に伴う為替予約取引に係るものであります。
3 .外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	外貨建資産・負債の円換算 同左

項目	第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
<p>4 .収益及び費用の計上基準</p> <p>5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、及び 10 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで、又特定期間は原則として、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から翌年 4 月 15 日までとしておりますが、前特定期間末日が休業日のため、平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 10 月 15 日までとなっております。</p>	<p>派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p> <p>外貨建資産等の会計処理 同左</p> <p style="text-align: center;">-</p>

その他の情報

1 信託約款に定める投資対象

- (1) ファンドは、主に次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）を投資対象とします。（約款第19条第1項）
- 株券または新株引受権証券
 - 国債証券
 - 地方債証券
 - 特別の法律により法人の発行する債券
 - 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - コマーシャル・ペーパー
 - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記 から の証券または証書の性質を有するもの
 - 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
 - および新株予約権証券
 - 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 外国の者に対する権利で の有価証券の性質を有するもの
 - なお、 の証券または証書および の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 および の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- (2) ファンドは前記(1)に掲げる有価証券のほかに、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下(3)において同じ。）により運用することができます。（約款第19条第2項）
- 預金
 - 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - コール・ローン
 - 手形割引市場において売買される手形
 - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 外国の者に対する権利で の権利の性質を有するもの
- (3) 前記(1)にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記(2) から までに掲げる金融商品により運用することができます。（約款第19条第3項）

2 その他の投資制限

(1) 投資信託証券への投資割合(約款第19条第5項)

信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(2) 投資する株式等の範囲(約款第21条)

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記にかかわらず、下記1.から3.に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券、外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、投資することができます。

1. 金融商品取引法第24条の規定に基づいて有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を提出している発行会社

2. 会社法に基づく監査(会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基いて行なわれた監査を含みます。以下同じ。)が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手出来る発行会社

3. 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手出来る発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(3) 信用取引の範囲(約款第23条)

信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。

前記の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等により、前記の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

(4) 先物取引等(約款第24条)

国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

国内の取引所における通貨に関する先物取引ならびに外国の取引所における通貨に関する先物取引および先物オプション取引を行うことができます。

国内の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

(5) スワップ取引(約款第25条)

信託財産を効率的に運用するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引にあたっては、当該信託財産に関するスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

(6) 金利先渡取引および為替先渡取引（約款第26条および附則第3条）

信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

当該(6)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

当該(6)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(7) 有価証券の貸付け（約款第28条）

信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前記に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。

有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行います。

(8) 公社債の空売り(約款第29条)

信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。

前記の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等により、前記の売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

(9) 公社債の借入れ(約款第30条)

信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行います。

前記は、当該借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等により、前記の借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。

前記の借入れに関する借料は信託財産中から支払います。

(10) 外国為替予約等(約款第32条)

信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

前記の予約取引は、信託財産に関する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

前記の限度額を超えた場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行います。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(約款第7条第4項)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。(約款第31条)

(11) 資金の借入れ(約款第40条)

信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支払われます。

(12) デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由によ

り発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行なわないものとします。

3 内国投資信託受益証券事務の概要

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(1) 受益証券の名義書換等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

4 投資信託説明書（請求目論見書）の項目

金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目名は次のとおりです。

投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付いたします。

ファンドの沿革

手続等

1. 申込（販売）手続等
2. 換金（解約）手続等

手続等の概要を前記「 ファンドの基本情報 4. お申込みの手引き」に記載しています。

管理および運営

1. 資産管理等の概要
2. 受益者の権利等

管理および運営の概要を前記「 管理および運営の概要」に記載しています。

ファンドの経理状況

1. 財務諸表

貸借対照表、損益及び剰余金計算書等を前記「 財務ハイライト情報」に記載しています。

2. ファンドの現況

設定および解約の実績

投資信託説明書

(請求目論見書)

2008.07

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型株式投資信託／バランス型



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月25日、平成20年2月29日、平成20年6月5日、平成20年7月1日および平成20年7月15日に関東財務局長に提出しております。
2. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のもとなります。
3. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、投資元本および利回りの保証はありません。
4. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
5. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

	頁
ファンドの沿革	1
手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
管理および運営	4
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	8
ファンドの経理状況	11
設定および解約の実績	47

ファンドの沿革

平成 10 年 7 月 31 日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

手続等

1 申込（販売）手続等

（1）買付可能期間

受益権の取得申込みは、取扱販売会社において、申込期間の毎営業日に受付けます（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付けは行いません。）。申込みの受付けは原則として午後 3 時までとしますが、国内の証券取引所が半日立会日の場合の受付けは午前 11 時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

（2）買付単位・買付価額

分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）お申込単位は、取扱販売会社および取扱販売会社の取扱いコースによって異なります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

受益権の取得申込日の申込手数料（1 万口当り）は、取扱販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額とします。

平成 20 年 7 月 15 日現在、手数料率の上限は、2.625%（税込）です。

各取扱販売会社が定める申込手数料率の最高値です。また、手数料率は変更となる場合があります。

なお、受益者が収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

詳細については、取扱販売会社にお問い合わせください。

（3）その他

委託会社は、このファンドについて、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

ファンドの受益権の取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益権の取得申込者は、取扱販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって「自動けいぞく（累積）投資契約」を締結します。

取扱販売会社によっては、「自動けいぞく（累積）投資約款」と同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2 換金（解約）手続等

（１）一部解約

受益者は、委託会社に１口単位または１万口単位として委託会社または取扱販売会社が定める単位で一部解約を請求することができます。

ただし、以下の受益権が自己に帰属する受益者は、１口単位で一部解約を請求することができます。

１．委託会社の直接募集による受益権（受益者が、自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、その申し出を受付けた受益権を除きます。）

２．自動けいぞく（累積）投資契約に関する受益権

３．取扱販売会社に帰属する受益権

受益者の解約請求申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の請求の受付けは行いません。

受益者が一部解約の請求をするときは、委託会社または取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。

委託会社は、一部解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、一部解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。この場合における一部解約の価額は、一部解約の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

換金（解約）手数料はありません。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

一部解約の請求の受付けは、取扱販売会社の営業日の午後３時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前１１時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の受付けとなります。

一部解約の価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社へは以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 ０１２０-７６２-５０６

（受付時間は営業日の午前９時から午後５時までです。）

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から、取扱販売会社の営業所等において受益者に支払います。ただし、委託会社の直接募集による受

益権に帰属する一部解約金は、委託会社で支払います。

受託会社は、支払開始日までに、一部解約金の全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。

(2) 買取り

取扱販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として取扱販売会社が定める単位(自動けいぞく(累積)投資契約に関する受益権については1口単位)をもってその受益権を買取ります。

前記にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、受益権の買取りの請求の受け付けを行いません。

買取価額は、税法上の一定の要件を満たしている場合には、買取請求日の翌営業日の基準価額とします。

それ以外の場合は、買取請求日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額になります。

換金手数料はありません。

取扱販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、前記による受益権の買取りを中止することができます。

受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、前記の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求の受け付けは、取扱販売会社の営業日の午後3時(国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の受け付けとなります。

買取価額につきましては、取扱販売会社にお問い合わせください。なお、取扱販売会社については以下にご照会ください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から、取扱販売会社の営業所等において受益者に支払います。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

管理および運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差し引いた金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
2. ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下のとおりです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

3. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額（1万口当り）は、原則として、委託会社の各営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下同じ。）に計算されます。
6. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

追加信託金等の計算

1. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に関する受益権の口数をかけた額とします。
2. 収益分配金、償還金および一部解約金に関する収益調整金¹は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等²に応じて計算されます。
 - 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されます。
 - 2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されます。

(2) 保管

ファンド資産の保管

信託財産に属する有価証券等資産の管理保管は、原則として受託会社が行います。

ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する有価証券等資産の管理保管を他の者に委託することができます。

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下において同じ。）を含みます。）

を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託会社は、前記 に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記 に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前記 および にかかわらず、受託会社は、以下に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．信託財産の保存に係る業務
- 2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託会社（ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4．受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下当該 において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（ 3 ） 信託期間

無期限です。

（ 4 ） 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、10 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 7 月 31 日から平成 10 年 10 月 15 日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（ 5 ） その他

償還条件

ファンドの信託期間は、無期限ですが、委託会社は、下記 1 . から 9 . の規定にしたがいファンドを終了させることがあります。

- 1．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

）ファンドの一部を解約することによりファンドの受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 30 億口を下回ることとなったとき

）この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

）やむを得ない事情が発生したとき

- 2．委託会社は、前記 1 . により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申し立てた受益者の受益権口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じており、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、このファンドは、後記「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの4月および10月の計算期間の末日ごとに期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを委託会社または取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

受益権の帰属と受益証券の不発行

1. 受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）
2. 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡に係る記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 受益権の譲渡は、前記1.の振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、有価証券等の売却代金、有価証券に関する償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に関する利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券に関する償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に関する利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
3. 前記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

受託会社の自己または利害関係人等との取引

1. 受託会社は、受益者の保護に支障が生ずることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下当該において同じ。）前記「(2) 保管 ファンド資産の保管」の信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託説明書（交付目論見書）の「その他の情報 1 信託約款に定める投資対象 (1)」に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
2. 前記1. の取扱いは、投資信託説明書（交付目論見書）の「その他の情報 2 その他の投資制限 (3) 信用取引の範囲から(7) 有価証券の貸付まで、および(10) 外国為替予約等、および(11) 資金の借入れ」、前記「有価証券売却等の指図」および「再投資の指図」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を記載します。なお、一定の期間は一ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「償還条件」に規定する信託契約の解約または前記「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、「償還条件 3 .」または「信託約款の

変更 3 .」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の信託財産による買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1 . 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2 . 前記 1 . のただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3 . 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4 . 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

信託財産に関する報告

- 1 . 受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- 2 . 受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1 . 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2 . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに関する信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に関する契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」は、契約期間満了の3ヶ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「ニッセイノパトナム・インカムオープン投資一任契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの信託期間の最終日まで存続します。

2 受益者の権利等

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権の取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、受益権の取得申込者に帰属します。

委託会社は、信託契約締結日の受益権については 33,309,800,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。委

託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議の上、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時が異なることで差異が生じることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

一般コースの場合

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。
2. 収益分配金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行います。
3. 受託会社は、収益分配金について支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。
4. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

自動けいぞく投資コースの場合

1. 自動けいぞく(累積)投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に関する受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
2. 委託会社は、委託会社の直接募集による受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をファンドの受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に関する受益権の取得申込みに応じたものとします。
3. 委託会社は、前記2.の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数についてファンドの一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記2.の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
4. 受託会社は、収益分配金について前記1.の交付開始前までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利があります。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益

権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

償還金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益権に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。

受託会社は、償還金について支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者には、持分に応じて一部解約を請求する権利があります。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の信託財産による買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

ファンドの経理状況

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。ただし、第19特定期間(平成19年4月17日から平成19年10月15日まで)の財務諸表については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)」附則第3条の規定により、同内閣府令による改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19特定期間(平成19年4月17日から平成19年10月15日まで)及び第20特定期間(平成19年10月16日から平成20年4月15日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年11月21日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

菅益 裕二



指定社員

公認会計士

業務執行社員

松崎 雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成19年4月17日から平成19年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成19年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

吉森裕二 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

松崎雅則 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成19年10月16日から平成20年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成20年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ニッセイ/パトナム・インカムオープン

(1) 貸借対照表

区分	第 19 特定期間 (平成 19 年 10 月 15 日現在)	第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	5,230,352,037	26,479,824,172
コール・ローン	1,585,266,625	904,099,462
国債証券	51,867,528,239	28,865,205,262
地方債証券	638,905,199	541,306,073
特殊債券	198,642,228,259	154,816,408,504
社債券	229,718,510,874	189,656,578,511
派生商品評価勘定	83,698,672	70,917,000
未収入金	19,452,506,856	311,970,679
未収利息	4,853,123,941	3,542,994,174
前払費用	314,843,607	54,379,668
その他未収収益	212,509,401	388,737,074
差入委託証拠金	1,494,596,700	1,301,618,398
流動資産合計	514,094,070,410	406,934,038,977
資産合計	514,094,070,410	406,934,038,977
負債の部		
流動負債		
売付債券	11,251,244,657	-
派生商品評価勘定	38,484,000	-
未払金	3,774,358,892	13,124,423,294
未払収益分配金	5,991,167,299	5,541,038,916
未払解約金	676,493,552	301,209,589
未払受託者報酬	128,720,730	106,688,673
未払委託者報酬	1,802,090,241	1,493,641,355
その他未払費用	5,285,626	4,405,862
流動負債合計	23,667,844,997	20,571,407,689
負債合計	23,667,844,997	20,571,407,689
純資産の部		
元本等		
元本	665,685,255,450	615,670,990,761
剰余金		
期末欠損金	175,259,030,037	229,308,359,473
純資産合計	490,426,225,413	386,362,631,288
負債・純資産合計	514,094,070,410	406,934,038,977

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	17,981,057,533	14,243,679,294
有価証券売買等損益	8,015,152,036	2,647,322,746
派生商品取引等損益	613,694,529	77,147,546
為替差損益	5,178,931,011	66,659,827,661
その他収益	252,300,827	208,368,877
営業収益合計	5,652,969,842	54,932,249,782
営業費用		
受託者報酬	276,794,237	229,019,468
委託者報酬	3,875,119,352	3,206,272,590
その他費用	53,081,367	32,761,764
営業費用合計	4,204,994,956	3,468,053,822
営業利益 (損失) 金額	1,447,974,886	58,400,303,604
経常利益 (損失) 金額	1,447,974,886	58,400,303,604
当期純利益 (純損失) 金額	1,447,974,886	58,400,303,604
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	-	1,497,660,775
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	259,178,942	-
期首欠損金	189,610,207,337	175,259,030,037
欠損金減少額	27,481,684,645	16,026,429,300
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(27,481,684,645)	(16,026,429,300)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	(-)	(-)
欠損金増加額	1,711,562,341	1,881,132,214
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)	(-)	(-)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,711,562,341)	(1,881,132,214)
分配金	12,607,740,948	11,291,983,693
期末欠損金	175,259,030,037	229,308,359,473

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
1 .有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・ 社債券・売付債券 個別法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、価格情 報会社の提供する価額等で評価し ております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・ 社債券・売付債券 同左
2 .デリバティブの評価基準 及び評価方法	(1) 国債先物取引 個別法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、証券取引 所の発表する特定期間末日に知り うる直近の日の清算値段によって おります。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、国内における特 定期間末日の対顧客先物売買相場 の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評 価勘定は、当該先物取引及び為替送 回金に伴う為替予約取引に係るも のであります。	(1) 国債先物取引 同左 (2) 為替予約取引 同左 当ファンドにおける派生商品評 価勘定は、為替送回金に伴う為替予 約取引に係るものであります。
3 .外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算 投資信託財産に属する外貨建資 産・負債の円換算は、国内における 特定期間末日の対顧客電信売買相 場の仲値によって計算してありま す。	外貨建資産・負債の円換算 同左

項目	第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
4 .収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、及び 10 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで、又特定期間は原則として、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から翌年 4 月 15 日までとしておりますが、前特定期間末日が休業日のため、平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 10 月 15 日までとなっております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同左</p> <p style="text-align: center;">-</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 19 特定期間 (平成 19 年 10 月 15 日現在)	第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)
1 .当該特定期間の末日における受益権総数	665,685,255,450 口	615,670,990,761 口
2 .投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損	175,259,030,037 円	229,308,359,473 円
3 . 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.7367 円 (7,367 円)	0.6275 円 (6,275 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
<p>1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,054,453,939 円</p> <p>2 . 分配金の計算過程 第 36 期 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 7 月 17 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,360,482,419 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (45,769,962,409 円) 及び分配準備積立金 (6,291,557,812 円) より、分配対象収益は 59,422,002,640 円 (1 口当たり 0.085317 円) であり、うち 6,616,573,649 円 (1 口当たり 0.0095 円) を分配金額としております。</p> <p>第 37 期 (自平成 19 年 7 月 18 日 至平成 19 年 10 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,514,616,573 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (43,789,350,825 円) 及び分配準備積立金 (6,692,469,261 円) より、分配対象収益は 56,996,436,659 円 (1 口当たり 0.085621 円) であり、うち 5,991,167,299 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p>	<p>1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 872,455,493 円</p> <p>2 . 分配金の計算過程 第 38 期 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,684,929,432 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (42,069,663,881 円) 及び分配準備積立金 (6,899,052,760 円) より、分配対象収益は 54,653,646,703 円 (1 口当たり 0.085531 円) であり、うち 5,750,944,777 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p> <p>第 39 期 (自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,083,073,603 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (40,586,046,428 円) 及び分配準備積立金 (6,549,209,798 円) より、分配対象収益は 52,212,329,829 円 (1 口当たり 0.084806 円) であり、うち 5,541,038,916 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第 19 特定期間 (平成 19 年 10 月 15 日現在)	第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)
期首元本額	771,055,819,504 円	665,685,255,450 円
期中追加設定元本額	6,874,679,068 円	5,895,627,120 円
期中一部解約元本額	112,245,243,122 円	55,909,891,809 円

2 有価証券関係

第 19 特定期間 (平成 19 年 10 月 15 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 19 年 7 月 18 日 至平成 19 年 10 月 15 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	51,867,528,239	1,186,612,123
地方債証券	638,905,199	24,069,722
特殊債券	198,642,228,259	2,562,906,860
社債券	229,718,510,874	1,357,564,705
売付債券	11,251,244,657	45,062,894
合計	469,615,927,914	2,412,947,450

第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	28,865,205,262	276,947,390
地方債証券	541,306,073	1,584,469
特殊債券	154,816,408,504	1,342,448,582
社債券	189,656,578,511	10,544,602,958
合計	373,879,498,350	8,926,791,456

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)</p>
<p>1. 取引の内容 利用している取引は、債券関連では外国の国債先物取引、及び通貨関連ではその受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 外国の国債先物取引は、ファンドの運用の効率化を図るため将来の価格変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。また、為替予約取引は、外貨の送回国のために利用しております。 但し、いずれのデリバティブ取引においても、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 外国の国債先物取引は、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用し、為替予約取引は、外貨の送回国に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち債券価格及び為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

第 19 特定期間 (自平成 19 年 4 月 17 日 至平成 19 年 10 月 15 日)	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

第 19 特定期間 (平成 19 年 10 月 15 日現在)

債券関連

区分	種類	契約額等 (円)	契約額等のうち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	国債先物取引 売建 米国国債	4,553,130,283	-	4,469,509,078	83,621,205
合計		4,553,130,283	-	4,469,509,078	83,621,205

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する特定期間末日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3. 特定期間末日の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

通貨関連

区分	種類	契約額等 (円)	契約額等のうち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	8,436,636,000	-	8,475,120,000	38,484,000
合計		8,436,636,000	-	8,475,120,000	38,484,000

(注) 時価の算定方法

国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

第 20 特定期間（平成 20 年 4 月 15 日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	7,859,467,000	-	7,788,550,000	70,917,000
	合計	7,859,467,000	-	7,788,550,000	70,917,000

（注）時価の算定方法

国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- 1 . 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- 2 . 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY BOND	9.125	2018/5/15	142,000.00	206,776.14	
	US TREASURY BOND	6.250	2030/5/15	211,810,000.00	269,725,208.30	
	US TREASURY BOND	4.500	2036/2/15	15,000,000.00	15,410,100.00	
	国債証券 計			226,952,000.00	285,342,084.44 (28,865,205,262)	
地方債証券	MI TOB SETTLEMT TXB-A	7.309	2034/6/1	2,000,000.00	1,942,620.00	
	TOB SETTLEMT FIN-A	7.467	2047/6/1	3,575,000.00	3,408,369.25	
	地方債証券 計			5,575,000.00	5,350,989.25 (541,306,073)	
特殊債券	FHLMC G01461	6.000	2032/10/1	22,950.85	23,732.55	
	FHLMC GOLD A00074	7.500	2020/1/1	3,388.87	3,633.17	
	FHLMC GOLD A19332	5.500	2034/3/1	5,346,825.66	5,415,318.49	
	FHLMC GOLD A19517	5.500	2034/3/1	2,801,943.32	2,837,836.21	
	FHLMC GOLD A19630	5.500	2034/3/1	4,462,233.76	4,519,394.97	
	FHLMC GOLD A19646	5.500	2034/3/1	7,241,189.57	7,333,949.20	
	FHLMC GOLD A23445	5.000	2034/6/1	601,817.99	596,738.64	
	FHLMC GOLD G01074 7.	7.500	2029/10/1	447,002.00	483,982.47	
	FHLMC GOLD G11752	5.500	2020/7/1	15,324.00	15,675.68	
	FHLMC GOLD J06128	6.000	2021/9/1	77,088.60	79,507.64	
	FHR 3045 DI	3.9125	2035/10/15	42,699,896.59	4,243,088.71	
	FNGT 1999-T2 A1	7.49999	2039/1/19	966,634.53	1,015,256.24	
	FNGT 2000-T6 A1	7.500	2030/6/25	542,588.28	584,552.04	
	FNGT 2001-T1 A1	7.500	2040/10/25	2,299,960.41	2,473,423.40	
	FNGT 2001-T3 A1	7.500	2040/11/25	846,176.63	905,908.23	
	FNGT 2001-T4 A1	7.500	2041/7/25	2,180,205.29	2,372,085.14	
	FNGT 2001-T5 A3	7.500	2030/6/19	145,609.97	156,007.97	
	FNGT 2001-T7 A1	7.500	2041/2/25	9,475,940.04	10,217,621.85	
	FNGT 2001-T8 A1	7.500	2041/7/25	5,981,926.90	6,448,756.47	
	FNGT 2001-T10 A1	7.000	2041/12/25	8,231,451.57	8,787,650.75	
	FNGT 2001-T10 A2	7.500	2041/12/25	778,501.95	823,351.43	
	FNGT 2001-T12 A2	7.500	2041/8/25	2,387,135.04	2,570,777.32	
	FNGT 2001-T12 I0	0.56187	2041/8/25	6,277,619.18	123,292.42	
	FNGT 2002-T1 A1	6.500	2031/11/25	32,554.87	33,745.07	
	FNGT 2002-T1 A3	7.500	2031/11/25	4,073,499.75	4,411,029.93	
	FNGT 2002-T1 I0	0.42411	2031/11/25	7,821,690.92	123,817.35	
	FNGT 2002-T4 A2	7.000	2041/12/1	2,471,226.76	2,657,137.14	
	FNGT 2002-T4 A3	7.500	2041/12/25	5,839,312.70	6,342,661.44	
	FNGT 2002-T4 A4	9.500	2041/12/1	3,045,112.60	3,388,235.88	
	FNGT 2002-T4 I0	0.45036	2041/12/25	35,324,745.64	583,564.76	
	FNGT 2002-T6 A2	7.500	2041/10/25	14,881,110.32	16,056,866.83	
	FNGT 2002-T6 A3	9.500	2041/10/1	1,509,204.26	1,697,839.70	
	FNGT 2002-T12 A3	7.500	2042/5/25	2,617,578.27	2,830,544.43	
	FNGT 2002-T12 A4	9.500	2042/5/1	753,318.87	837,750.84	
	FNGT 2002-T16 A2	7.000	2042/7/25	4,811,527.64	5,201,742.53	
	FNGT 2002-T16 A3	7.500	2042/7/25	11,898,772.97	12,934,918.10	
	FNGT 2002-T18 A4	7.500	2042/8/25	8,193,923.13	9,118,771.22	
	FNGT 2002-T19 A3	7.500	2042/7/25	2,254,940.19	2,467,084.96	
	FNGT 2004-T2 1A3	7.000	2043/11/1	5,200,711.03	5,742,001.02	
	FNGT 2004-T2 1A4	7.500	2043/11/25	3,169,530.52	3,505,786.01	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNGT 2004-T3 1A3	7.000	2044/2/1	2,103,847.72	2,288,544.51	
	FNGT 2004-T3 1A4	7.500	2044/2/25	694,002.53	767,726.41	
	FNGT 2004-T3 PT1	8.98424	2044/1/25	4,340,602.07	4,811,470.58	
	FNMA 190531	7.000	2014/1/1	566.47	605.42	
	FNMA 250056	7.000	2009/6/1	2,381.85	2,441.25	
	FNMA 250675	8.000	2026/9/1	25,494.27	27,701.81	
	FNMA 251625	6.500	2018/3/1	21,955.73	23,032.65	
	FNMA 251764	6.000	2008/5/1	1,109.10	1,119.11	
	FNMA 251885	7.000	2013/7/1	4,078.13	4,280.56	
	FNMA 252172	6.000	2008/12/1	2,227.12	2,233.95	
	FNMA 252207	6.500	2019/1/1	27,987.98	29,360.79	
	FNMA 252210	6.500	2019/2/1	4,190.32	4,369.66	
	FNMA 252317	5.500	2009/2/1	38,984.92	39,113.57	
	FNMA 252388	5.500	2009/3/1	4,872.93	4,892.37	
	FNMA 252490	6.000	2009/5/1	145,881.58	146,949.43	
	FNMA 252578	6.000	2009/6/1	5,338.93	5,378.01	
	FNMA 254244	6.000	2012/2/1	382,124.40	392,472.32	
	FNMA 254384	7.000	2017/6/1	10,005.33	10,492.98	
	FNMA 254569	6.000	2012/11/1	302,138.66	311,211.88	
	FNMA 254609	6.000	2012/11/1	201,755.01	207,815.73	
	FNMA 254847	7.000	2033/6/1	69,058.61	73,414.82	
	FNMA 254974	7.000	2033/10/1	74,231.32	78,913.83	
	FNMA 255613	4.500	2034/12/1	92,456.57	89,075.43	
	FNMA 255703	4.500	2035/4/1	55,187.43	53,135.00	
	FNMA 255814	5.500	2035/7/1	3,880,652.26	3,926,715.57	
	FNMA 255840	4.500	2020/8/1	3,997,808.42	3,976,020.32	
	FNMA 255843	5.500	2035/8/1	3,952,554.08	3,999,470.85	
	FNMA 255897	4.500	2035/10/1	21,396,759.43	20,601,013.82	
	FNMA 255899	5.500	2035/10/1	2,557,751.14	2,588,111.62	
	FNMA 256028	4.500	2020/12/1	1,640,735.79	1,631,793.77	
	FNMA 256032	4.500	2035/11/1	289,080.50	278,329.59	
	FNMA 256082	4.500	2021/1/1	777,266.37	773,030.26	
	FNMA 256117	4.500	2036/1/1	3,294,429.87	3,171,910.00	
	FNMA 256172	4.500	2036/2/1	294,409.38	283,460.29	
	FNMA 256297	6.000	2016/6/1	79,181.07	81,814.63	
	FNMA 256398	6.000	2021/9/1	1,497,191.92	1,545,132.00	
	FNMA 256711	5.500	2037/5/1	4,189,023.00	4,236,568.40	
	FNMA 303732	6.500	2011/2/1	1,998.13	2,076.45	
	FNMA 303821	6.500	2016/3/1	24,506.75	25,743.85	
	FNMA 303844	7.000	2011/4/1	44,456.37	46,044.35	
	FNMA 313637	8.000	2027/7/1	18,952.43	20,597.69	
	FNMA 323800	7.000	2014/6/1	2,372.81	2,478.66	
	FNMA 324184	6.500	2015/9/1	23,590.30	24,771.23	
	FNMA 357748	5.500	2035/4/1	2,507,893.49	2,537,662.17	
FNMA 357797	5.500	2035/6/1	10,306,690.15	10,429,030.47		
FNMA 357852	5.500	2035/7/1	6,426,188.06	6,502,466.86		
FNMA 357867	5.000	2020/7/1	2,793,678.10	2,824,715.84		
FNMA 357933	4.500	2035/8/1	40,525.00	39,017.87		
FNMA 357972	4.500	2035/8/1	2,967,863.43	2,857,488.57		
FNMA 376484	7.000	2012/6/1	691.53	726.47		
FNMA 377366	7.000	2012/4/1	3,458.95	3,613.25		
FNMA 524244	7.000	2014/12/1	105,302.14	110,518.80		
FNMA 527268	7.000	2014/11/1	37,504.52	39,362.49		
FNMA 535103	7.000	2015/1/1	5,459.32	5,729.77		
FNMA 535104	7.000	2014/12/1	17,887.76	18,773.91		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 555199	7.000	2032/11/1	18,748.56	20,024.77	
	FNMA 575258	5.500	2016/3/1	3,289.10	3,378.07	
	FNMA 648596	7.500	2032/6/1	12,490.03	13,421.66	
	FNMA 650189	6.000	2017/9/1	5,269.69	5,448.27	
	FNMA 655189	9.000	2032/4/1	80,876.91	88,500.36	
	FNMA 660993	9.000	2032/7/1	18,123.62	19,831.95	
	FNMA 688770	7.500	2033/2/1	382,590.65	411,128.08	
	FNMA 689002	5.500	2018/4/1	134,897.29	138,419.45	
	FNMA 691187	6.000	2021/8/1	2,053,348.69	2,119,096.88	
	FNMA 691207	6.000	2021/12/1	1,735,743.83	1,791,322.32	
	FNMA 694046	7.500	2033/3/1	343,745.26	368,869.60	
	FNMA 694047	8.000	2033/3/1	76,923.66	83,176.78	
	FNMA 694770	7.000	2033/4/1	29,509.25	31,370.69	
	FNMA 695542	7.500	2033/4/1	162,888.66	174,794.19	
	FNMA 709458	7.000	2033/7/1	36,036.24	38,309.40	
	FNMA 713300	7.500	2033/6/1	21,255.46	22,809.02	
	FNMA 713315	7.500	2033/7/1	87,292.06	93,672.23	
	FNMA 713316	8.000	2033/7/1	44,564.36	48,186.99	
	FNMA 721344	5.000	2018/6/1	10,407.22	10,552.08	
	FNMA 723863	4.500	2033/7/1	1,073,855.34	1,035,260.97	
	FNMA 724439	9.000	2027/1/1	390,155.60	431,164.85	
	FNMA 725161	6.500	2034/2/1	10,311,881.48	10,753,333.04	
	FNMA 725537	5.000	2019/6/1	245,791.60	248,905.77	
	FNMA 727421	5.000	2018/9/1	12,063.81	12,235.83	
	FNMA 729747	4.500	2033/7/1	652,465.84	629,016.21	
	FNMA 744239	6.500	2033/10/1	5,401,467.87	5,632,704.70	
	FNMA 745274	5.500	2036/1/1	66,642,497.95	67,433,544.32	
	FNMA 745279	5.000	2021/2/1	110,171.39	111,395.39	
	FNMA 745875	6.500	2036/9/1	254,208.36	264,137.73	
	FNMA 745885	6.000	2036/10/1	1,834,768.83	1,884,637.83	
	FNMA 745948	6.500	2036/10/1	746,589.25	775,751.02	
	FNMA 747380	7.000	2033/10/1	83,887.99	89,179.64	
	FNMA 747587	7.000	2033/11/1	710,875.76	755,717.80	
	FNMA 751808	6.500	2033/10/1	805,689.52	840,181.08	
	FNMA 751965	6.500	2033/11/1	332,858.01	347,107.66	
	FNMA 754772	7.000	2034/1/1	47,551.29	50,550.82	
	FNMA 767621	5.000	2019/2/1	10,676.18	10,824.79	
	FNMA 771948	5.500	2019/2/1	52,480.53	53,850.79	
	FNMA 772379	4.500	2034/5/1	36,321.81	34,993.52	
	FNMA 773358	4.500	2034/5/1	75,200.74	72,450.64	
	FNMA 773979	5.500	2034/3/1	6,946,248.27	7,035,229.71	
	FNMA 776738	4.500	2034/5/1	24,492.20	23,596.52	
	FNMA 779843	4.500	2034/7/1	381,694.43	367,735.86	
	FNMA 781700	4.500	2035/5/1	32,338.21	31,135.55	
FNMA 784179	4.500	2034/6/1	205,942.07	198,410.76		
FNMA 794873	4.500	2034/10/1	100,844.57	97,156.68		
FNMA 797632	4.500	2035/8/1	653,923.49	629,604.07		
FNMA 797680	4.500	2035/10/1	20,085.22	19,350.70		
FNMA 797853	4.500	2035/4/1	45,844.59	44,139.62		
FNMA 800971	5.000	2019/11/1	13,048.47	13,213.79		
FNMA 805529	5.500	2035/8/1	2,106,906.83	2,131,915.81		
FNMA 805626	4.500	2035/12/1	3,039,593.98	2,926,551.47		
FNMA 805924	4.500	2034/11/1	101,448.00	97,738.04		
FNMA 806713	4.500	2035/1/1	782,598.69	753,979.05		
FNMA 808051	4.500	2035/2/1	689,620.88	663,973.87		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 810242	4.500	2035/1/1	378,533.89	364,690.90	
	FNMA 811532	4.500	2020/12/1	1,632,760.38	1,623,861.82	
	FNMA 811575	6.000	2021/7/1	3,855,032.53	3,978,470.64	
	FNMA 814303	4.500	2035/4/1	1,163,120.98	1,119,864.51	
	FNMA 814379	4.500	2035/3/1	7,659,639.20	7,374,777.16	
	FNMA 815178	4.500	2035/5/1	392,172.92	377,588.00	
	FNMA 815538	4.500	2035/3/1	594,815.30	572,694.11	
	FNMA 815715	4.500	2035/4/1	1,329,565.42	1,280,118.87	
	FNMA 815801	5.500	2035/6/1	2,054,967.21	2,079,359.65	
	FNMA 815946	4.500	2035/5/1	1,716,506.95	1,652,670.04	
	FNMA 816124	4.500	2035/9/1	99,605.34	95,901.01	
	FNMA 816350	4.500	2035/4/1	675,083.21	649,976.85	
	FNMA 816411	4.500	2020/7/1	1,740,050.62	1,730,567.34	
	FNMA 817217	5.500	2035/6/1	4,742,851.05	4,799,148.65	
	FNMA 817356	4.500	2035/7/1	991,061.59	954,204.00	
	FNMA 817421	4.500	2035/8/1	315,942.21	304,192.31	
	FNMA 817503	4.500	2035/9/1	25,176.84	24,240.51	
	FNMA 817627	4.500	2035/11/1	23,580.56	22,703.59	
	FNMA 819725	4.500	2035/4/1	295,134.93	284,158.86	
	FNMA 820045	4.500	2035/4/1	490,670.37	472,422.33	
	FNMA 820234	4.500	2035/6/1	1,165,897.64	1,122,537.89	
	FNMA 820260	4.500	2035/7/1	247,310.07	238,112.60	
	FNMA 820495	5.000	2020/6/1	2,098,060.67	2,121,370.12	
	FNMA 821030	4.500	2035/5/1	910,253.46	876,401.12	
	FNMA 823021	4.500	2035/5/1	999,095.94	961,939.56	
	FNMA 823076	4.500	2035/5/1	846,611.68	815,126.18	
	FNMA 823253	5.500	2035/6/1	2,612,108.37	2,643,114.07	
	FNMA 824323	5.500	2035/6/1	2,414,611.41	2,443,272.82	
	FNMA 824938	4.500	2035/5/1	1,158,031.90	1,114,964.68	
	FNMA 824940	5.500	2035/6/1	1,938,530.35	1,961,540.69	
	FNMA 825161	4.500	2035/8/1	1,808,022.60	1,740,782.22	
	FNMA 825272	4.500	2035/7/1	165,883.31	159,714.10	
	FNMA 825558	5.500	2035/6/1	4,588,213.44	4,642,675.53	
	FNMA 825591	4.500	2035/6/1	459,334.52	442,251.86	
	FNMA 825779	4.500	2035/8/1	1,987,726.18	1,913,802.63	
	FNMA 825829	5.500	2035/7/1	256,368.15	259,411.23	
	FNMA 825874	4.500	2035/8/1	515,198.24	496,038.01	
	FNMA 825900	4.500	2020/10/1	771,538.87	767,333.98	
	FNMA 825925	5.000	2020/10/1	48,087.28	48,621.52	
	FNMA 826606	4.500	2020/8/1	2,336,029.34	2,323,297.97	
	FNMA 826609	4.500	2035/8/1	505,761.58	486,952.29	
	FNMA 826674	4.500	2035/8/1	850,713.82	819,075.76	
FNMA 826690	5.500	2035/8/1	2,194,459.23	2,220,507.45		
FNMA 826737	4.500	2020/8/1	1,285,610.74	1,278,604.15		
FNMA 826986	5.500	2035/6/1	2,203,550.57	2,229,706.70		
FNMA 827652	4.500	2035/9/1	682,638.53	657,251.19		
FNMA 827683	4.500	2035/11/1	1,412,564.06	1,360,030.80		
FNMA 827693	4.500	2035/12/1	293,786.49	282,860.56		
FNMA 827749	4.500	2035/6/1	636,766.85	613,480.28		
FNMA 827770	4.500	2035/7/1	886,857.62	853,875.38		
FNMA 828443	4.500	2020/7/1	1,734,039.71	1,724,589.19		
FNMA 828521	4.500	2035/7/1	457,127.92	440,127.32		
FNMA 828647	4.500	2020/8/1	1,534,101.61	1,525,740.75		
FNMA 829037	4.500	2020/7/1	839,837.12	835,260.00		
FNMA 829054	4.500	2020/8/1	277,348.42	275,836.87		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 829068	4.500	2020/8/1	1,765,787.61	1,756,164.05	
	FNMA 829157	4.500	2035/11/1	395,951.23	381,225.80	
	FNMA 829199	4.500	2035/7/1	488,999.15	471,116.45	
	FNMA 829296	4.500	2035/9/1	903,047.23	869,462.89	
	FNMA 829298	4.500	2035/9/1	327,992.05	315,794.02	
	FNMA 829299	4.500	2035/9/1	1,425,624.05	1,372,605.07	
	FNMA 829321	4.500	2035/9/1	1,662,999.24	1,601,152.29	
	FNMA 829423	4.500	2035/12/1	973,530.88	937,325.26	
	FNMA 830625	5.000	2020/7/1	608,809.74	615,573.61	
	FNMA 830642	4.500	2020/8/1	2,444,618.46	2,431,295.28	
	FNMA 830751	4.500	2035/7/1	903,979.06	870,360.07	
	FNMA 830951	5.500	2035/8/1	7,253,499.39	7,339,598.36	
	FNMA 831114	5.500	2035/10/1	2,399,341.47	2,427,821.64	
	FNMA 831130	4.500	2020/10/1	1,594,258.09	1,585,569.37	
	FNMA 831424	6.000	2021/4/1	3,143,064.99	3,243,705.92	
	FNMA 831498	6.000	2021/4/1	5,932,295.49	6,122,247.57	
	FNMA 831521	6.000	2021/5/1	5,480,053.11	5,655,524.36	
	FNMA 831527	6.000	2021/6/1	2,441,442.47	2,519,617.43	
	FNMA 831528	6.000	2021/6/1	4,257,582.43	4,393,910.19	
	FNMA 831654	6.000	2021/7/1	4,356,475.13	4,495,969.43	
	FNMA 831765	6.000	2016/10/1	259,433.71	268,062.47	
	FNMA 831823	5.500	2036/10/1	7,258,660.04	7,342,570.12	
	FNMA 832199	4.500	2035/7/1	520,025.47	500,685.71	
	FNMA 832226	4.500	2035/7/1	109,001.96	104,948.17	
	FNMA 832424	4.500	2035/9/1	651,307.31	627,085.19	
	FNMA 832484	5.500	2035/9/1	21,854,395.03	22,113,806.61	
	FNMA 832768	5.500	2035/9/1	7,688,923.93	7,780,191.40	
	FNMA 832836	4.500	2035/9/1	617,187.08	594,233.89	
	FNMA 833014	4.500	2035/9/1	310,746.67	299,190.00	
	FNMA 833036	4.500	2020/9/1	1,597,269.62	1,588,564.50	
	FNMA 833226	4.500	2035/8/1	84,990.90	81,830.08	
	FNMA 833428	4.500	2035/9/1	483,773.85	465,782.29	
	FNMA 833539	4.500	2035/9/1	1,539,980.09	1,482,708.22	
	FNMA 833672	4.500	2035/8/1	760,805.64	732,511.27	
	FNMA 833882	5.000	2020/7/1	254,382.82	257,209.00	
	FNMA 834193	4.500	2035/7/1	501,104.24	482,468.16	
	FNMA 834249	4.500	2035/8/1	553,186.43	532,613.42	
	FNMA 834251	5.500	2035/8/1	3,605,027.84	3,647,819.51	
	FNMA 834637	4.500	2035/8/1	888,332.43	855,295.33	
	FNMA 834650	5.500	2035/8/1	1,839,770.43	1,861,608.49	
	FNMA 834655	4.500	2035/8/1	66,514.76	64,041.07	
	FNMA 834671	5.500	2035/8/1	2,811,666.13	2,845,040.57	
	FNMA 835141	4.500	2035/10/1	2,720,824.43	2,619,636.95	
	FNMA 835146	4.500	2035/9/1	870,140.55	837,780.01	
FNMA 835155	4.500	2035/8/1	412,372.83	397,036.68		
FNMA 835167	5.500	2035/8/1	2,259,451.22	2,286,270.88		
FNMA 835222	4.500	2020/8/1	4,106,822.43	4,084,440.23		
FNMA 835290	4.500	2035/9/1	196,066.90	188,775.17		
FNMA 835698	4.500	2035/9/1	643,915.56	619,968.33		
FNMA 835751	4.500	2035/8/1	169,750.10	163,437.09		
FNMA 835759	4.500	2035/8/1	7,568,491.29	7,287,019.08		
FNMA 835760	4.500	2035/9/1	622,465.49	599,315.99		
FNMA 835780	4.500	2035/9/1	91,084.94	87,697.49		
FNMA 835790	4.500	2035/9/1	888,525.36	855,481.09		
FNMA 835804	4.500	2035/10/1	970,384.79	934,296.17		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 835984	4.500	2035/8/1	935,490.74	900,699.83	
	FNMA 836161	4.500	2035/8/1	145,232.60	139,831.39	
	FNMA 836302	4.500	2035/10/1	183,982.55	177,140.23	
	FNMA 836381	4.500	2020/10/1	1,680,388.67	1,671,230.55	
	FNMA 836653	4.500	2035/10/1	328,653.49	316,430.86	
	FNMA 836777	5.500	2035/10/1	2,274,009.32	2,301,001.79	
	FNMA 837165	4.500	2020/11/1	855,110.80	850,450.44	
	FNMA 837220	4.500	2020/8/1	4,151,697.84	4,129,071.04	
	FNMA 837563	5.500	2035/6/1	17,540,222.29	17,748,424.66	
	FNMA 837578	4.500	2020/8/1	4,123,073.03	4,100,602.28	
	FNMA 837959	5.500	2035/9/1	2,301,721.64	2,329,043.06	
	FNMA 838046	4.500	2035/9/1	225,805.39	217,407.68	
	FNMA 838242	4.500	2035/8/1	1,917,223.71	1,845,922.14	
	FNMA 838263	4.500	2035/9/1	2,829,139.41	2,723,923.69	
	FNMA 838509	4.500	2035/8/1	489,527.80	471,322.26	
	FNMA 838528	4.500	2035/9/1	1,918,154.98	1,846,818.77	
	FNMA 838579	6.500	2035/10/1	616,742.42	641,023.56	
	FNMA 838605	4.500	2035/9/1	678,703.51	653,462.51	
	FNMA 838609	4.500	2035/9/1	522,305.72	502,881.17	
	FNMA 838612	4.500	2035/9/1	148,503.13	142,980.29	
	FNMA 838630	4.500	2035/10/1	8,503,196.85	8,186,962.89	
	FNMA 838658	4.500	2035/11/1	191,215.54	184,104.23	
	FNMA 838736	4.500	2035/9/1	422,682.71	406,963.14	
	FNMA 838877	4.500	2035/6/1	892,373.69	860,301.77	
	FNMA 839068	4.500	2035/10/1	668,608.08	643,742.54	
	FNMA 839240	4.500	2035/9/1	992,682.86	955,764.96	
	FNMA 839277	4.500	2035/9/1	129,232.53	124,426.37	
	FNMA 839466	4.500	2035/9/1	14,041,632.52	13,519,424.10	
	FNMA 839662	4.500	2035/9/1	250,311.21	241,002.13	
	FNMA 839683	4.500	2035/9/1	432,154.29	416,082.47	
	FNMA 840510	4.500	2035/9/1	868,468.44	836,170.09	
	FNMA 840574	4.500	2020/10/1	1,663,703.18	1,654,635.98	
	FNMA 841599	4.500	2035/9/1	574,147.22	553,150.65	
	FNMA 842155	4.500	2035/9/1	3,107,161.37	2,993,532.45	
	FNMA 842189	5.500	2035/11/1	2,336,401.35	2,364,134.43	
	FNMA 842732	4.500	2020/10/1	4,264,038.17	4,240,799.12	
	FNMA 842990	4.500	2035/10/1	1,670,801.08	1,608,663.98	
	FNMA 843098	4.500	2020/10/1	1,713,084.66	1,703,748.34	
	FNMA 843440	4.500	2035/10/1	114,696.26	110,430.70	
	FNMA 843666	4.500	2035/10/1	384,029.11	369,747.06	
	FNMA 843793	4.500	2020/10/1	143,879.42	143,095.27	
	FNMA 843872	4.500	2035/10/1	968,120.61	932,116.19	
	FNMA 843901	4.500	2035/9/1	4,512,570.49	4,344,747.95	
	FNMA 844008	4.500	2035/11/1	869,667.59	837,324.65	
FNMA 844070	4.500	2035/11/1	185,129.20	178,244.24		
FNMA 844248	4.500	2035/11/1	292,673.88	281,789.33		
FNMA 844290	6.000	2020/11/1	2,462,393.22	2,541,239.04		
FNMA 844500	4.500	2035/11/1	521,584.59	502,186.85		
FNMA 844579	6.000	2020/12/1	543,549.90	560,954.36		
FNMA 844796	4.500	2035/9/1	780,644.92	751,612.73		
FNMA 844797	4.500	2035/10/1	156,946.97	151,110.11		
FNMA 844798	4.500	2035/10/1	875,679.37	843,112.85		
FNMA 844799	4.500	2035/10/1	610,181.95	587,489.27		
FNMA 844803	4.500	2035/10/1	266,746.25	256,825.95		
FNMA 844804	4.500	2035/10/1	258,073.76	248,475.99		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 845086	4.500	2035/12/1	1,037,259.88	998,684.17	
	FNMA 845127	4.500	2020/12/1	1,559,624.35	1,551,124.39	
	FNMA 845205	4.500	2035/11/1	149,142.85	143,596.22	
	FNMA 845327	4.500	2035/12/1	2,685,971.16	2,586,079.87	
	FNMA 845336	4.500	2035/12/1	164,892.96	158,760.59	
	FNMA 845378	4.500	2036/1/1	663,477.86	638,803.11	
	FNMA 845490	6.000	2021/6/1	2,634,320.02	2,718,670.93	
	FNMA 845514	6.000	2021/7/1	3,253,727.24	3,357,911.56	
	FNMA 845548	4.500	2035/12/1	117,964.51	113,577.40	
	FNMA 845617	4.500	2035/10/1	855,829.51	824,001.21	
	FNMA 847818	4.500	2035/11/1	27,979.92	26,939.34	
	FNMA 848228	4.500	2035/12/1	123,518.73	118,925.06	
	FNMA 848351	4.500	2020/11/1	1,709,620.37	1,700,302.93	
	FNMA 848501	4.500	2035/12/1	1,761,571.69	1,696,058.83	
	FNMA 849216	4.500	2036/1/1	527,538.35	507,919.19	
	FNMA 850102	4.500	2020/9/1	1,734,654.62	1,725,200.74	
	FNMA 850564	4.500	2036/1/1	677,284.84	652,096.61	
	FNMA 850647	4.500	2036/1/1	584,555.67	562,816.04	
	FNMA 850877	4.500	2020/12/1	2,686,562.36	2,671,920.59	
	FNMA 850906	4.500	2020/12/1	31,258.60	31,088.24	
	FNMA 851469	4.500	2036/1/1	167,245.44	161,025.58	
	FNMA 851529	4.500	2036/2/1	606,105.81	583,564.72	
	FNMA 852587	4.500	2036/2/1	141,759.88	136,487.83	
	FNMA 852737	5.000	2021/1/1	421,464.40	426,146.86	
	FNMA 863956	4.500	2035/12/1	77,493.06	74,611.09	
	FNMA 864018	4.500	2035/12/1	753,476.14	725,454.35	
	FNMA 864457	4.500	2035/12/1	1,586,263.29	1,527,270.15	
	FNMA 864693	4.500	2035/12/1	245,758.60	236,618.82	
	FNMA 866182	4.500	2035/12/1	331,084.86	318,771.81	
	FNMA 866569	4.500	2021/1/1	1,546,102.21	1,537,675.95	
	FNMA 866591	4.500	2036/1/1	1,157,546.86	1,114,138.84	
	FNMA 868244	5.500	2036/3/1	26,726,542.34	27,035,500.94	
	FNMA 868688	6.000	2021/4/1	2,008,309.77	2,072,615.82	
	FNMA 868694	4.500	2021/4/1	244,649.03	242,728.53	
	FNMA 868863	4.500	2036/4/1	870,963.79	838,302.64	
	FNMA 869861	6.000	2021/4/1	4,247,322.30	4,383,321.52	
	FNMA 871392	6.000	2021/4/1	3,086,733.12	3,185,570.28	
	FNMA 872088	6.500	2036/6/1	156,512.44	162,625.81	
	FNMA 872641	6.000	2021/6/1	2,029,817.68	2,094,812.43	
	FNMA 879114	6.000	2021/5/1	2,165,790.96	2,235,139.57	
	FNMA 879827	4.500	2035/8/1	742,894.58	715,266.32	
	FNMA 880437	6.000	2021/4/1	5,017,478.60	5,178,138.24	
	FNMA 880623	5.500	2036/4/1	49,673,233.65	50,247,455.89	
	FNMA 880795	6.000	2021/5/1	2,634,243.86	2,718,592.34	
	FNMA 880961	6.000	2021/9/1	3,134,810.42	3,235,187.02	
FNMA 880975	6.000	2021/10/1	1,759,991.96	1,816,346.88		
FNMA 883002	6.000	2021/7/1	21,936,036.42	22,638,428.29		
FNMA 884069	6.000	2021/6/1	2,763,659.74	2,852,152.11		
FNMA 885064	5.000	2021/5/1	104,169.81	105,327.13		
FNMA 885563	6.000	2021/8/1	2,646,789.87	2,731,540.06		
FNMA 886568	6.000	2021/8/1	3,697,429.11	3,815,820.75		
FNMA 886606	6.000	2021/8/1	3,550,169.77	3,663,846.19		
FNMA 886804	6.000	2021/9/1	3,719,058.68	3,838,142.90		
FNMA 888268	6.000	2037/3/1	13,691,720.67	14,063,861.52		
FNMA 888285	6.500	2037/3/1	717,376.34	745,397.05		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 888602	6.500	2037/8/1	525,437.10	545,850.33	
	FNMA 888637	6.000	2037/9/1	2,137,698.00	2,195,351.70	
	FNMA 888703	6.500	2037/8/1	80,688,865.79	83,823,628.22	
	FNMA 891213	6.000	2021/6/1	6,138,514.25	6,335,069.47	
	FNMA 892413	6.000	2021/7/1	2,241,710.72	2,313,490.29	
	FNMA 892472	6.000	2021/7/1	1,503,537.23	1,551,680.49	
	FNMA 892514	6.000	2021/8/1	7,358,377.34	7,593,992.55	
	FNMA 892920	6.500	2036/8/1	89,486.67	92,982.01	
	FNMA 893174	6.500	2037/7/1	176,749.04	183,615.74	
	FNMA 893405	6.000	2021/9/1	2,047,027.46	2,112,573.25	
	FNMA 893938	5.000	2021/10/1	600,962.51	606,888.00	
	FNMA 896565	6.000	2021/7/1	2,419,422.12	2,496,892.01	
	FNMA 896586	6.000	2021/7/1	2,093,472.07	2,160,505.04	
	FNMA 896600	6.000	2021/8/1	4,883,355.65	5,039,720.65	
	FNMA 897294	6.000	2021/9/1	3,081,510.80	3,180,180.76	
	FNMA 898140	5.000	2021/8/1	188,585.90	190,445.35	
	FNMA 898540	6.500	2036/9/1	174,149.27	180,951.54	
	FNMA 899898	6.500	2036/9/1	498,100.39	517,556.19	
	FNMA 900103	6.000	2021/8/1	3,138,004.72	3,238,483.55	
	FNMA 900723	6.000	2021/8/1	5,057,748.40	5,219,697.49	
	FNMA 900951	6.500	2036/9/1	150,925.67	156,820.82	
	FNMA 901152	6.000	2021/8/1	3,213,679.65	3,316,581.66	
	FNMA 901164	6.000	2021/9/1	2,390,649.23	2,467,197.80	
	FNMA 902295	6.500	2036/11/1	19,904.81	20,682.29	
	FNMA 903031	6.000	2021/12/1	2,096,921.20	2,164,064.59	
	FNMA 903541	6.000	2021/10/1	24,810,277.46	25,604,702.54	
	FNMA 903760	6.000	2022/1/1	1,791,573.66	1,848,545.69	
	FNMA 904407	5.500	2036/12/1	7,801,994.68	7,892,185.70	
	FNMA 907822	5.500	2037/2/1	11,342,362.17	11,471,097.94	
	FNMA 908623	5.500	2037/2/1	2,001,924.79	2,024,646.62	
	FNMA 908885	5.500	2037/2/1	1,923,138.92	1,944,966.54	
	FNMA 917064	5.500	2037/5/1	563,070.40	569,579.49	
	FNMA 917865	5.500	2037/3/1	90,915.43	91,947.32	
	FNMA 920567	6.500	2037/2/1	155,577.95	161,622.15	
	FNMA 920938	6.500	2037/1/1	173,488.58	180,265.04	
	FNMA 924932	6.000	2037/8/1	3,457,389.01	3,550,634.77	
	FNMA 928559	5.500	2037/7/1	50,178.77	50,748.29	
	FNMA 936453	5.500	2037/5/1	371,254.10	375,467.83	
	FNMA 937721	5.500	2037/6/1	365,033.96	369,177.09	
	FNMA 938333	6.500	2037/7/1	3,492,329.62	3,628,006.59	
	FNMA 943472	5.500	2037/8/1	526,197.87	532,170.20	
	FNMA 943723	5.500	2037/9/1	762,819.59	771,477.58	
	FNMA 944476	5.500	2037/8/1	380,842.32	385,164.88	
	FNMA 944621	5.500	2037/7/1	655,750.89	663,193.65	
FNMA 945914	5.500	2037/8/1	370,693.74	374,901.11		
FNMA 946775	6.500	2037/9/1	5,285,076.51	5,490,401.73		
FNMA 946860	6.500	2037/9/1	3,198,427.94	3,322,686.86		
FNMA 946881	6.500	2037/9/1	1,635,905.67	1,699,460.60		
FNMA 946918	6.500	2037/9/1	2,496,854.52	2,593,857.31		
FNMA 946962	6.500	2037/9/1	3,297,576.59	3,425,687.44		
FNMA 947194	6.500	2037/10/1	5,810,557.55	6,036,297.71		
FNMA 947233	6.500	2037/10/1	2,779,793.26	2,887,788.22		
FNMA 947566	6.500	2037/10/1	939,238.40	975,727.81		
FNMA 947692	6.500	2037/10/1	3,023,699.20	3,141,169.91		
FNMA 947744	6.500	2037/10/1	8,608,850.72	8,943,304.57		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 948876	6.500	2037/9/1	863,117.04	896,649.13	
	FNMA 953360	6.500	2037/10/1	114,609.64	119,062.22	
	FNMA 955022	5.500	2037/9/1	374,658.69	378,911.06	
	FNMA 956501	6.500	2038/1/1	1,421,644.42	1,476,875.30	
	FNMA 959639	5.500	2037/11/1	357,782.06	361,842.88	
	FNMA 959903	6.500	2037/11/1	3,510,947.80	3,647,348.11	
	FNMA 965537	6.500	2038/1/1	4,414,666.81	4,586,176.59	
	FNMA 966809	6.500	2037/12/1	1,124,607.60	1,168,298.59	
	FNMA 967147	6.500	2038/1/1	2,423,544.62	2,517,699.31	
	FNMA 967162	6.500	2038/1/1	3,721,216.91	3,865,786.15	
	FNMA 967416	6.500	2038/1/1	1,024,662.30	1,064,367.95	
	FNMA 968000	6.500	2038/1/1	1,545,352.82	1,605,235.23	
	FNMA 968774	6.500	2038/1/1	996,140.19	1,034,740.62	
	FNMA TBA	5.500	2038/5/1	89,000,000.00	89,778,750.00	
	FNMA TBA	6.500	2038/5/1	32,000,000.00	33,169,920.00	
	FNR 2001-29 AI 10	0.43963	2041/1/25	11,508,558.33	151,797.88	
	FNR 2001-50 BI	0.4514	2041/10/25	12,009,819.19	157,448.71	
	FNR 2002-14 A1	7.000	2042/1/1	3,110,117.70	3,355,008.36	
	FNR 2002-14 A2	7.500	2042/1/25	7,067,485.85	7,617,336.22	
	FNR 2002-26 A1	7.000	2048/1/1	4,647,311.74	5,022,396.27	
	FNR 2002-26 A2	7.500	2048/1/25	6,769,032.52	7,046,224.39	
	FNR 2002-26 I0	0.22962	2048/1/25	25,363,743.88	596,301.59	
	FNR 2002-33 A2	7.500	2032/6/1	10,094,363.74	11,045,757.51	
	FNR 2003-18 X1	0.67887	2042/12/25	20,125,417.28	424,646.30	
	FNR 2005-65 KI	4.40125	2035/8/25	6,185,156.42	541,757.85	
	FNR 2005-74 SE	3.50125	2035/9/25	58,286,084.38	4,627,915.08	
	FNR 2005-113 DI	4.63125	2036/1/25	86,823,058.93	9,742,415.42	
	FNW 2001-W3 A	7.000	2041/9/25	417,448.22	444,720.11	
	FNW 2001-W3 AI0	0.65758	2041/9/25	68,243,696.83	2,110,095.10	
	FNW 2002-W1 2A	7.500	2042/2/25	5,882,645.17	6,287,900.58	
	FNW 2002-W3 A5	7.500	2028/1/25	2,533,203.52	2,747,892.51	
	FNW 2002-W4 A5	7.500	2042/5/25	10,182,132.98	11,058,101.85	
	FNW 2002-W6 2A	7.500	2042/6/1	6,614,814.72	7,219,805.67	
	FNW 2002-W7 A5	7.500	2029/2/25	1,807,726.80	1,977,092.71	
	FNW 2002-W8 A3	7.500	2042/6/25	357,477.19	391,523.31	
	FNW 2003-W1 2A	7.500	2042/12/1	2,592,313.88	2,791,222.12	
	FNW 2003-W2 1A2	7.000	2042/7/1	546,930.90	593,469.25	
	FNW 2003-W2 1A3	7.500	2042/7/25	4,708,685.70	5,154,974.91	
	FNW 2003-W2 1I0	0.46945	2042/7/1	26,446,359.77	600,332.35	
	FNW 2003-W2 2I0	0.81549	2042/7/1	54,201,578.17	2,121,449.73	
	FNW 2003-W3 1A1	6.500	2042/8/25	191,145.89	204,034.85	
	FNW 2003-W3 1A2	7.000	2042/8/1	1,232,577.31	1,333,328.17	
	FNW 2003-W3 1A3	7.500	2042/8/25	2,737,684.37	2,977,560.25	
	FNW 2003-W3 1I0	0.43953	2042/8/25	46,417,768.06	883,330.10	
	FNW 2003-W3 2I01	0.68278	2042/6/25	21,670,494.51	473,717.00	
	FNW 2003-W4 3A I0	0.35205	2042/10/25	23,059,235.01	440,200.79	
FNW 2003-W4 4A	7.500	2042/10/1	947,298.39	1,022,305.47		
FNW 2003-W6 2I03	0.35108	2042/9/25	32,321,326.66	465,103.88		
FNW 2003-W6 3I0	0.36625	2042/9/1	30,484,937.58	452,091.61		
FNW 2003-W6 5I01	0.6807	2042/9/25	22,216,063.55	478,978.32		
FNW 2003-W6 PT1	10.07408	2042/9/25	1,770,230.47	1,891,969.21		
FNW 2003-W8 1I02	1.63558	2042/12/25	40,883,546.08	1,798,467.19		
FNW 2003-W10 1I0	1.92537	2043/6/25	58,981,626.57	3,570,157.82		
FNW 2003-W10 3I0	1.93019	2043/6/25	16,536,778.41	973,685.50		
FNW 2003-W12 2I02	2.2214	2043/6/25	27,581,695.33	1,788,672.92		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNW 2003-W14 11O2	1.00503	2043/9/25	120,044,097.66	6,427,160.98	
	FNW 2003-W15 21O2	1.27003	2043/8/25	117,799,456.74	4,081,751.13	
	FNW 2003-W17 11O2	1.14955	2033/8/1	112,323,382.07	6,099,159.62	
	FNW 2003-W18 11O2	0.97615	2043/8/25	125,170,135.14	4,693,880.06	
	FNW 2003-W19 11O2	1.09144	2033/11/1	79,833,572.00	4,635,935.52	
	FNW 2004-W1 11O2	0.51808	2043/11/25	133,941,848.61	2,353,358.24	
	FNW 2004-W1 2A2	7.000	2033/12/1	10,774,088.73	11,670,061.94	
	FNW 2004-W2 5A	7.500	2044/3/25	13,453,160.69	14,826,593.86	
	FNW 2004-W8 3A	7.500	2044/6/25	9,472,161.15	10,458,781.44	
	FNW 2004-W9 2A3	7.500	2044/2/25	5,647,491.22	6,254,653.00	
	FNW 2004-W11 1A4	7.500	2044/5/1	5,697,394.26	6,276,021.62	
	FNW 2004-W12 1A3	7.000	2044/7/1	584,837.25	640,034.18	
	FNW 2004-W12 1A4	7.500	2044/7/1	1,975,103.46	2,188,592.39	
	FNW 2004-W14 2A	7.500	2044/7/1	989,222.39	1,015,377.42	
	FNW 2005-W1 1A4	7.500	2044/10/1	7,978,101.19	8,819,152.61	
	FNW 2005-W3 1A	7.500	2045/3/1	7,445,253.74	7,601,380.71	
	FSPC T-41 2A	7.000	2032/7/1	323,355.75	340,441.86	
	FSPC T-41 3A	7.500	2032/7/1	9,420,023.39	9,935,581.25	
	FSPC T-42 A5	7.500	2042/2/25	7,854,938.97	8,052,569.22	
	FSPC T-42 A6	9.500	2042/2/1	771,818.98	774,227.05	
	FSPC T-51 2A	7.500	2042/8/25	2,404,421.60	2,541,161.04	
	FSPC T-56 11O	0.27153	2043/5/25	25,460,255.52	362,808.64	
	FSPC T-56 21O	0.04853	2043/5/25	23,164,111.41	98,679.11	
	FSPC T-56 31O	0.37259	2043/5/25	19,916,242.98	395,337.41	
	FSPC T-56 A1O	0.524	2043/5/25	26,358,239.78	444,663.49	
	FSPC T-57 1A3	7.500	2043/7/1	10,580,434.13	11,302,231.34	
	FSPC T-58 4A	7.500	2043/9/25	1,233,095.43	1,303,221.55	
	FSPC T-59 1A2	7.000	2043/10/1	3,581,207.46	3,924,681.06	
	FSPC T-59 1A3	7.500	2043/10/1	13,325,321.68	14,089,795.38	
	FSPC T-60 1A2	7.000	2044/3/1	18,940,762.31	19,006,865.57	
	FSPC T-60 1A3	7.500	2044/3/1	15,354,162.03	15,812,023.14	
	GNMA 4018	6.500	2037/8/20	21,290,364.05	22,178,597.95	
	GNMA 4029	6.500	2037/9/20	894,671.99	931,997.70	
	GNMA 4040	6.500	2037/10/20	3,262,627.83	3,398,744.65	
GNMA II 002921	7.500	2030/5/20	18,750.98	20,095.05		
GNR 1998-2 EA	0.000	2028/1/16	76,891.21	65,774.27		
GNR 2007-26 SL	3.9825	2037/5/16	671,100.72	77,894.66		
	特殊債券 計			2,991,028,216.10	1,530,411,313.80 (154,816,408,504)	
社債券	AABST 2004-3 A1	2.95875	2034/9/25	698,302.37	598,165.81	
	AABST 2004-6N NOTE	4.750	2035/1/25	236,293.05	35.44	
	ABCMT 2004-C1 C	3.58563	2013/9/20	6,147,000.00	5,474,825.55	
	ABFC 2002-NC1 A1O	0.000	2033/7/1	21,313,000.00	0.00	
	ABFC 2004-OPT4 A2	2.90875	2034/5/25	726,331.06	616,408.11	
	ABFC 2005-OPT1 B1	5.09875	2035/7/25	1,752,000.00	193,981.44	
	ABFC 2006-OPT3 B	5.09875	2036/11/25	259,000.00	15,169.63	
	ACAP 2003-2A G1	3.23563	2033/9/20	1,869,547.46	1,729,331.40	
	ACCR 2005-4 A2C	2.80875	2035/12/25	81,000.00	75,507.39	
	ACE 2006-OP2 A2C	2.74875	2036/8/25	269,000.00	211,479.73	
	AEP TEXAS NORTH CO	5.500	2013/3/1	2,375,000.00	2,427,273.75	
	AETNA INC	6.000	2016/6/15	1,060,000.00	1,069,285.60	
	AFC 1999-2 1A	3.00875	2029/6/25	3,754,666.71	1,993,728.02	
	AGFC CAPITAL TRUST I	6.000	2067/1/15	545,000.00	447,227.00	
	ALTA CDO	4.620	2012/6/20	86,800,000.00	81,917,500.00	
	AMERICAN AIRLINES INC	7.858	2011/10/1	1,155,000.00	1,155,000.00	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	AMERICAN EXPRESS BANK FSB	5.550	2012/10/17	4,345,000.00	4,400,702.90	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	5.850	2018/1/16	1,155,000.00	1,124,184.60	
	AMERICAN WATER CAPITAL CORP	6.593	2037/10/15	1,130,000.00	1,126,056.30	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	7.518	2066/6/1	4,890,000.00	4,502,956.50	
	AMERITECH CAPITAL FUNDING CORP	6.250	2009/5/18	1,440,000.00	1,500,163.20	
	AMPCM 2006-1A A	3.550	2047/9/15	6,910,000.00	3,298,834.00	
	AMSI 2004-R1 A2	2.89875	2034/2/25	715,787.07	621,031.17	
	AMSI 2006-R1 M10	5.09875	2036/3/25	3,448,000.00	344,800.00	
	AMXCA 2004-C C	3.3175	2012/2/15	3,605,921.42	3,524,860.30	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	5.950	2016/9/15	2,758,000.00	2,846,118.10	
	APPALACHIAN POWER CO	5.800	2035/10/1	2,710,000.00	2,323,716.60	
	ARCAP 2003-1A E	7.110	2038/8/20	2,874,000.00	2,681,442.00	
	ARCAP 2004-1A E	6.420	2039/4/21	3,520,137.00	2,992,186.85	
	ARIZONA PUBLIC SERVICE CO	6.500	2012/3/1	2,421,000.00	2,509,826.49	
	ARROW ELECTRONICS INC	7.500	2027/1/15	2,195,000.00	2,257,228.25	
	ASC 1996-MD6 A7	8.03933	2029/11/11	5,683,738.65	6,045,849.63	
	ASC 1997-D5 A5	6.71837	2043/2/11	6,090,351.00	5,996,803.20	
	ASTRAZENECA PLC	5.900	2017/9/15	3,515,000.00	3,740,487.25	
	AT&T INC	4.950	2013/1/15	3,200,000.00	3,235,584.00	
	AT&T INC	5.500	2018/2/1	4,310,000.00	4,244,013.90	
	AT&T INC	6.300	2038/1/15	10,555,000.00	10,154,015.55	
	ATMOS ENERGY CORP	6.350	2017/6/15	1,020,000.00	1,037,227.80	
	AVNET INC	6.000	2015/9/1	3,095,000.00	3,079,803.55	
	BACM 2002-PB2 XC	0.21949	2035/6/1	34,366,268.62	572,885.69	
	BACM 2004-4 XC	0.16676	2042/7/1	102,720,000.00	1,438,080.00	
	BACM 2004-5 XC	0.14712	2041/11/1	71,706,992.90	784,474.50	
	BACM 2005-1 A5	5.23999	2042/11/1	1,807,000.00	1,788,478.25	
	BACM 2005-4 XC IO	0.09198	2045/7/1	337,682,829.38	2,069,995.74	
	BACM 2005-6 A2	5.165	2047/9/1	3,532,000.00	3,484,000.12	
	BACM 2006-1 XC	0.0761	2045/9/1	201,678,245.52	1,230,237.29	
	BACM 2007-3 A3	5.83772	2049/6/1	425,000.00	408,008.50	
	BALL 2004-BBA4 G	3.5175	2018/6/15	1,694,000.00	1,627,137.82	
	BALL 2004-BBA4 H	3.7675	2018/6/15	1,145,768.00	1,066,217.32	
	BALL 2005-MIB1 J	3.8675	2022/3/15	5,529,000.00	4,448,191.08	
	BALL 2005-MIB1 K	4.8175	2022/3/15	1,948,000.00	1,407,994.92	
	BANK OF AMERICA CORP	7.750	2015/8/15	663,000.00	755,733.81	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	4.950	2012/11/1	1,485,000.00	1,524,471.30	
	BARCLAYS BANK PLC	6.278	2049/12/29	4,460,000.00	3,784,533.00	
	BAVAT 2005-LJ2 C	4.920	2014/2/25	851,000.00	860,990.74	
	BAVAT 2005-LJ2 D	5.270	2014/2/25	1,700,000.00	1,654,032.00	
	BAYC 2004-2 IO	1.720	2034/8/25	17,803,358.20	907,971.26	
	BAYC 2004-3 IO	1.600	2035/1/25	14,026,558.87	701,327.94	
	BAYC 2005-1A IO	1.600	2035/4/25	20,395,261.29	1,223,715.67	
	BAYC 2005-3A IO	1.600	2035/11/25	48,504,779.34	3,341,979.29	
BAYC 2006-2A IO	0.8788	2036/5/26	3,517,199.91	288,129.01		
BAYC 2007-1 SIO	1.21081	2037/3/25	20,802,334.15	2,225,849.75		
BAYV 2004-B M2	4.5775	2038/5/28	700,000.00	686,735.00		
BAYV 2004-D A	3.0675	2044/8/28	4,668,592.22	4,442,118.81		
BCM 2001-A A	6.805	2030/12/1	4,453,528.78	4,801,349.37		
BEAR STEARNS COS INC	6.950	2012/8/10	500,000.00	520,090.00		
BEAR STEARNS COS INC	6.400	2017/10/2	2,285,000.00	2,338,994.55		
BEAVER VALLEY II FUNDING	9.000	2017/6/1	3,035,000.00	3,362,264.05		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	BFAT 2003-SSRA M	3.94875	2038/10/25	2,092,603.89	1,736,861.22	
	BOARDWALK PIPELINES LP	5.875	2016/11/15	3,215,000.00	3,133,596.20	
	BOIT 2003-C4 C4	3.8475	2011/2/15	5,320,000.00	5,324,468.80	
	BOSPHORUS FINANCIAL SERVICES LTD	4.865	2012/2/15	9,301,000.00	8,953,886.68	
	BSABS 2003-1 A1	3.09875	2042/11/25	794,974.22	719,769.65	
	BSABS 2003-3 A2	3.18875	2043/6/25	4,293,833.91	3,829,498.70	
	BSABS 2005-3 A1	3.04875	2035/7/25	2,089,646.20	1,985,916.16	
	BSABS 2006-EC1 M9	4.59875	2035/12/25	1,780,000.00	89,000.00	
	BSABS 2006-HE2 M10	4.84875	2036/2/25	100,000.00	8,632.00	
	BSABS 2006-PC1 M9	4.34875	2035/12/25	1,290,000.00	118,512.30	
	BSCMS 2000-WF2 F	8.18875	2032/10/1	1,862,000.00	1,778,936.18	
	BSCMS 2004-PR3I X1	0.06775	2041/2/1	27,081,607.58	442,242.65	
	BSCMS 2004-PWR4 A3	5.468	2041/6/1	17,613,000.00	17,673,236.46	
	BSCMS 2004-PWR4 X	0.10794	2041/6/1	98,217,322.20	425,281.00	
	BSCMS 2004-PWR5 X1 IO	0.21872	2042/7/1	137,838,283.01	2,339,115.66	
	BSCMS 2004-PWR6 X1	0.23029	2041/11/1	84,315,096.79	1,225,098.35	
	BSCMS 2004-T16 A6	4.750	2046/2/1	17,613,000.00	16,977,522.96	
	BSCMS 2004-T16 X1	0.18878	2046/8/1	36,702,999.42	583,577.69	
	BSCMS 2005-PW10 X1 IO P/P 144A	0.05843	2040/12/1	164,323,899.13	606,355.18	
	BSCMS 2005-PWR9 X1 IO	0.10892	2042/9/1	154,262,640.58	1,292,720.92	
	BSCMS 2006-PW14 X1	0.09058	2038/12/1	20,141,954.37	295,683.89	
	BSCMS 2006-PW14 XW	0.88345	2038/12/1	18,731,133.32	732,012.69	
	BSCMS 2007-PW17 A3	5.736	2050/6/1	5,251,000.00	5,036,444.14	
	BSCMS 2007-PW17 A4	5.694	2050/6/1	2,543,000.00	2,463,251.52	
	BSSBC 2006-1A AIO	1.000	2034/1/1	9,956,000.00	138,487.96	
	CAPITAL ONE CAPITAL III	7.686	2036/8/15	3,145,000.00	2,454,766.85	
	CARAT 2005-1 D	6.500	2012/5/15	5,901,000.00	5,855,798.34	
	CARAT 2006-1 D	7.160	2013/1/15	1,200,000.00	1,220,892.00	
	CARMX 2004-2 D	3.670	2011/9/15	209,129.68	207,646.95	
	CATERPILLAR FINANCIAL SERVICES CORP	5.450	2018/4/15	3,005,000.00	3,072,312.00	
	CCMSC 1998-1 H	6.340	2030/5/18	6,485,000.00	3,682,766.65	
	CCMSC 2000-3 A2	7.319	2032/10/1	5,864,781.52	6,038,027.16	
	CD 2006-CD2 X	0.0864	2046/1/1	218,029,968.10	926,627.36	
	CD 2006-CD3 A4	5.658	2048/10/1	269,000.00	266,258.89	
	CENTERPOINT ENERGY RESOURCES CORP	7.750	2011/2/15	3,535,000.00	3,804,048.85	
	CGCMT 2004-C2 XC	0.21582	2041/10/1	130,222,285.38	2,803,685.80	
	CGCMT 2005-C3 XC	0.10425	2043/5/1	478,376,107.30	4,252,763.59	
	CGCMT 2006-C5 XC	0.06041	2049/10/1	139,964,989.90	1,637,590.37	
	CHAMT 2003-3 C	3.8975	2010/10/15	7,010,000.00	7,024,300.40	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7.625	2013/7/15	1,330,000.00	1,371,562.50	
	CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC	7.000	2011/3/15	250,000.00	275,625.00	
CIT GROUP INC	5.000	2014/2/13	5,345,000.00	4,322,768.75		
CIT GROUP INC	5.000	2015/2/1	1,535,000.00	1,234,830.75		
CITIGROUP INC	5.000	2014/9/15	3,205,000.00	3,034,878.60		
CITIGROUP INC	6.875	2038/3/5	1,670,000.00	1,672,989.30		
CLEVELAND ELECTRIC ILLUMINATING CO	7.880	2017/11/1	1,970,000.00	2,204,804.30		
CMAC 1998-C1 F	6.230	2031/7/1	7,275,000.00	6,626,215.50		
CMAC 1998-C2 F	5.440	2030/9/1	9,339,000.00	8,105,971.83		
CMLTI 2005-OPT1 M1	3.01875	2035/2/25	116,777.99	107,533.84		
CMS ENERGY CORP	6.550	2017/7/17	4,335,000.00	4,230,439.80		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	CNA FINANCIAL CORP	6.000	2011/8/15	1,300,000.00	1,331,525.00	
	CNA FINANCIAL CORP	6.500	2016/8/15	1,300,000.00	1,294,865.00	
	CNF 2000-2 A5	8.850	2030/12/1	7,441,087.12	6,048,562.07	
	CNF 2000-4 A6	8.310	2032/5/1	20,457,216.92	15,692,526.52	
	CNF 2000-5 A6	7.960	2032/2/1	11,755,397.62	10,744,080.76	
	CNF 2001-1 A5	6.990	2032/7/1	1,211,482.08	1,192,013.55	
	CNF 2001-3 A4	6.910	2033/5/1	2,900,480.99	2,996,515.90	
	CNF 2001-4 A4	7.360	2033/9/1	3,610,727.35	3,698,251.36	
	CNF 2002-1 A	6.681	2033/12/1	7,977,792.37	8,202,447.00	
	CNF 2002-2 A10	8.500	2033/3/1	3,863,602.32	328,058.44	
	CNLF 1999-1 A2	7.645	2014/6/1	3,385,000.00	3,458,522.20	
	COMCAST CABLE HOLDINGS LLC	9.800	2012/2/1	3,070,000.00	3,503,545.40	
	COMCAST CABLE HOLDINGS LLC	7.875	2013/8/1	330,000.00	362,815.20	
	COMM 2003-LB1A X1	0.51402	2038/6/1	32,337,101.66	1,152,817.67	
	COMM 2004-LB3A A5	5.44177	2037/7/1	7,394,000.00	7,416,329.88	
	COMM 2005-C6 XC I0	0.05291	2044/6/1	322,246,908.95	1,814,250.09	
	COMM 2006-C8 XS	0.05726	2046/12/1	57,931,507.61	596,694.52	
	COMM 2006-CNL H	5.75556	2019/2/1	3,592,000.00	3,171,340.88	
	COMM 2006-CNL J	5.75556	2019/2/1	2,652,000.00	2,290,346.76	
	COMM 2007-C9 A4	6.01026	2049/12/1	49,479,000.00	48,675,955.83	
	COMMONWEALTH EDISON CO	6.150	2017/9/15	580,000.00	592,203.20	
	COMMONWEALTH EDISON CO	5.800	2018/3/15	2,545,000.00	2,524,996.30	
	COMMONWEALTH EDISON CO	5.900	2036/3/15	690,000.00	617,315.40	
	CONSOLIDATED NATURAL GAS CO	5.000	2014/12/1	3,290,000.00	3,198,603.80	
	CONSUMERS ENERGY CO	5.650	2018/9/15	705,000.00	706,332.45	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.320	2008/11/1	1,000,000.00	996,250.00	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.563	2012/2/15	5,000.00	4,962.50	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.648	2017/9/15	3,918,234.09	3,859,460.57	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.900	2018/1/2	612,603.81	589,631.16	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.545	2019/2/2	374,680.49	362,739.42	
	COX COMMUNICATIONS INC	7.125	2012/10/1	135,000.00	144,217.80	
	COX COMMUNICATIONS INC	5.875	2016/12/1	949,000.00	946,703.42	
	COX ENTERPRISES INC	7.875	2010/9/15	3,145,000.00	3,357,570.55	
	CREDIT SUISSE GUERNSEY LTD	5.860	2049/5/29	476,000.00	386,988.00	
	CRESI 2006 A C P/P 144A	3.19875	2017/3/25	2,493,000.00	2,268,630.00	
	CRESI 2006 A D 144A P/P	3.39875	2017/3/25	844,000.00	763,820.00	
	CREST 2003-2A D2	6.7228	2038/12/28	4,015,000.00	2,409,000.00	
	CSFB 1997-C2 F	7.460	2035/1/11	4,056,000.00	4,091,408.88	
	CSFB 2001-CK1 AY	0.77318	2035/12/1	128,388,349.78	2,016,980.97	
	CSFB 2002-CP3 AX	0.34365	2035/7/1	62,564,670.96	2,219,168.87	
	CSFB 2003-C3 AX	0.56593	2038/5/1	241,659,278.93	8,813,313.88	
	CSFB 2004-C3 A3	4.302	2036/7/15	1,409,000.00	1,389,189.46	
	CSFB 2004-C3 A5	5.113	2036/7/1	23,381,000.00	23,052,964.57	
	CSFB 2004-C3 AX	0.19038	2036/7/1	214,620,685.83	3,191,409.59	
	CSFB 2004-C4 AX	0.25616	2039/10/1	63,462,454.03	1,285,749.31	
	CSFB 2004-C5 AX	0.19445	2037/11/1	142,742,606.87	2,480,866.50	
	CSFB 2004-FR1N A	5.000	2034/11/1	519,762.85	155,928.85	
	CSFB 2005-C2 A4	4.832	2037/4/1	12,700,000.00	12,221,464.00	
	CSFB 2005-C5 A4	5.100	2038/8/1	18,650,000.00	18,155,775.00	
	CSFB 2005-TF2A J	3.7175	2020/9/15	1,272,213.28	1,220,179.75	
CSMC 2006-C3 AX	0.02208	2038/6/1	386,946,461.14	290,209.84		
CSMC 2006-C5 AX	0.09265	2039/12/1	36,883,924.13	525,964.75		
CVS CAREMARK CORP	6.302	2037/6/1	2,400,000.00	1,968,000.00		
CVS PASS-THROUGH TRUST	6.117	2013/1/10	2,617,257.90	2,780,286.86		
CWALT 2005-24 1AX	1.23124	2035/7/1	32,334,013.42	570,048.65		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	CWHL 2005-2 2X	0.99464	2035/3/1	35,663,197.86	757,486.32	
	CWHL 2005-9 1X	3.65686	2035/5/1	33,332,528.61	732,315.65	
	CWHL 2005-R2 2A3	8.000	2035/6/1	2,559,104.95	2,605,757.43	
	CWL 2004-6 1A2	2.96875	2034/12/25	1,453,253.88	1,274,213.00	
	CWL 2005-14 3A2	2.83875	2036/4/25	76,559.18	73,933.20	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	7.200	2009/9/1	55,000.00	57,088.90	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	8.000	2010/6/15	2,015,000.00	2,162,498.00	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	5.750	2011/9/8	4,600,000.00	4,752,720.00	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	6.500	2013/11/15	5,065,000.00	5,389,463.90	
	DAYTON POWER & LIGHT CO	5.125	2013/10/1	2,185,000.00	2,262,742.30	
	DELTA AIR LINES INC	6.821	2022/8/10	1,376,567.33	1,307,573.77	
	DEUTSCHE BANK CAPITAL FUNDING TRUST VII	5.628	2049/1/19	3,300,000.00	2,768,799.00	
	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	5.375	2012/10/15	1,595,000.00	1,484,275.10	
	DLJCM 1998-CF2 B3	6.040	2031/11/12	2,354,990.00	2,276,309.78	
	DLJCM 1999-CG2 B3	6.100	2032/6/1	5,159,000.00	5,071,658.13	
	DLJCM 1999-CG2 B4	6.100	2032/6/1	10,626,000.00	10,161,962.58	
	DLJCM 2000-CF1 A1B	7.620	2033/6/1	28,035,471.92	29,003,256.41	
	DMARC 1998-C1 X I/O	0.25054	2031/6/15	743,988.34	21,359.90	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	6.000	2017/11/30	1,770,000.00	1,834,622.70	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	6.300	2066/9/30	2,990,000.00	2,719,016.30	
	DR HORTON INC	7.875	2011/8/15	755,000.00	728,575.00	
	DR HORTON INC	5.875	2013/7/1	1,710,000.00	1,539,000.00	
	DUKE ENERGY CAROLINAS LLC	6.050	2038/4/15	1,600,000.00	1,599,552.00	
	DUKE REALTY LP	6.500	2018/1/15	1,140,000.00	1,024,301.40	
	DUNKN 2006-1 M1	8.285	2031/6/20	1,311,000.00	1,150,481.16	
	EI DU PONT DE NEMOURS & CO	5.000	2013/1/15	1,115,000.00	1,155,296.10	
	ENERGY GULF STATES INC	5.250	2015/8/1	2,920,000.00	2,737,850.40	
	ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LP	8.375	2066/8/1	3,345,000.00	3,280,040.10	
	ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LP	7.034	2068/1/15	1,425,000.00	1,208,143.50	
	EOG RESOURCES INC	5.875	2017/9/15	745,000.00	781,162.30	
	EQUITY ONE INC	5.375	2015/10/15	1,720,000.00	1,541,412.40	
	ESTEE LAUDER COS INC	5.55	2017/5/15	755,000.00	757,091.35	
	ESTEE LAUDER COS INC	6.000	2037/5/15	2,850,000.00	2,657,682.00	
	FFCA 1999-1A C1	7.590	2025/9/18	2,390,000.00	2,145,383.50	
	FFCA 2000-1 A2 144A	7.770	2027/9/18	2,320,406.38	2,290,635.55	
	FFML 2006-FF7 2A3	2.74875	2036/5/25	434,000.00	319,154.92	
	FHLT 2005-E 2A4	2.92875	2036/1/25	593,000.00	528,232.54	
	FISERV INC	6.125	2012/11/20	1,840,000.00	1,889,735.20	
	FISERV INC	6.800	2017/11/20	1,840,000.00	1,899,984.00	
	FLEET CAPITAL TRUST V	3.76375	2028/12/18	3,500,000.00	2,646,175.00	
FLORIDA POWER CORP	5.900	2033/3/1	845,000.00	827,457.80		
FMIC 2005-1 M3	3.13875	2035/3/25	2,680,000.00	2,583,091.20		
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	6.375	2008/11/5	1,400,000.00	1,368,220.00		
FOREST OIL CORP	8.000	2011/12/15	2,335,000.00	2,451,750.00		
FORT POINT A2	4.12563	2038/12/2	1,321,000.00	171,730.00		
FOX E 2003-1A A1	3.300	2015/12/15	5,000,000.00	4,761,500.00		
FRANCE TELECOM SA	8.500	2031/3/1	1,910,000.00	2,392,981.70		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	FUBOA 2001-C1 I03	1.68201	2033/3/1	98,937,235.23	3,547,889.25	
	FULB 1997-C2 F	7.500	2029/11/1	9,668,000.00	9,153,662.40	
	FULB 1997-C2 G	7.500	2029/11/1	3,127,000.00	2,451,349.11	
	FUND AMERICAN COS INC	5.875	2013/5/15	4,320,000.00	4,308,336.00	
	GCCFC 2003-C2 A4	4.915	2036/1/1	5,422,000.00	5,169,389.02	
	GCCFC 2005-GG3 A3	4.569	2042/8/1	14,090,000.00	13,463,558.60	
	GCCFC 2005-GG3 XC	0.17756	2042/8/1	119,809,414.39	1,683,322.27	
	GCCFC 2005-GG5 A5	5.224	2037/4/1	18,650,000.00	18,268,607.50	
	GCCFC 2005-GG5 XC	0.07097	2037/4/1	737,293,865.01	2,558,409.71	
	GCCFC 2007-GG11 A4	5.736	2017/8/1	20,000,000.00	19,430,400.00	
	GEBL 2004-2A C	3.6675	2032/12/15	856,981.02	557,037.66	
	GEBL 2004-2A D	5.5675	2032/12/15	1,406,782.62	703,391.31	
	GECAF 2004-1A B	3.44875	2018/1/25	232,890.53	204,943.66	
	GECAF 2005-1A C	3.89875	2019/8/26	6,885,000.00	5,243,547.15	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	5.625	2017/9/15	340,000.00	347,911.80	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	5.875	2038/1/14	6,260,000.00	6,000,898.60	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	6.375	2067/11/15	15,090,000.00	15,003,685.20	
	GEORGIA-PACIFIC LLC	8.125	2011/5/15	2,570,000.00	2,608,550.00	
	GEORGIA-PACIFIC LLC	9.500	2011/12/1	778,000.00	814,955.00	
	GMAC LLC	7.000	2012/2/1	1,190,000.00	937,386.80	
	GMACC 1997-C1 X	1.1899	2029/7/1	6,875,129.49	355,306.69	
	GMACC 1999-C3 F	7.84346	2036/8/1	1,586,000.00	1,635,403.90	
	GMACC 2003-C3 A4	5.023	2040/4/1	10,679,000.00	10,543,376.70	
	GMACC 2006-C1 XC IO P/P 144A	0.06574	2045/11/1	326,595,479.63	1,806,073.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	5.450	2012/11/1	2,345,000.00	2,367,558.90	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	6.750	2037/10/1	4,145,000.00	3,908,361.95	
	GPMF 2005-AR1 X1	2.4962	2045/6/1	24,230,546.47	663,190.05	
	GPMH 1999-5 A4	7.590	2028/11/15	2,755,102.15	2,862,688.86	
	GPMH 2000-3 IA	8.450	2031/6/1	7,296,435.85	6,915,342.99	
	GRAN 2003-3 1C	5.34375	2044/1/20	2,325,780.18	2,211,630.88	
	GRAND METROPOLITAN INVESTMENT CORP	8.000	2022/9/15	4,985,000.00	6,067,393.05	
	GSMPS 2005-RP2 1A2	7.500	2035/3/1	3,741,972.46	3,782,086.40	
	GSMPS 2005-RP2 1A3	8.000	2035/3/1	3,302,420.77	3,380,985.36	
	GSMPS 2005-RP3 1A2	7.500	2035/9/1	2,773,363.49	2,718,367.69	
	GSMPS 2005-RP3 1A3	8.000	2035/9/1	3,385,297.75	3,408,859.42	
	GSMPS 2005-RP3 1A4	8.500	2035/9/1	1,037,613.66	1,063,128.57	
	GSMS 2003-C1 X1	0.25759	2040/1/1	48,883,417.91	989,400.37	
	GSMS 2004-C1 X1	0.30091	2028/10/1	75,007,930.30	512,304.16	
	GSMS 2004-GG2 XC	0.17922	2038/8/1	88,223,034.97	789,596.16	
	GSMS 2005-GG4 A4	4.761	2039/7/1	1,413,000.00	1,352,014.92	
	GSMS 2005-GG4 XC	0.22001	2039/7/1	441,592,040.87	7,193,534.34	
	GSMS 2006-GG6 XC	0.0376	2038/4/1	399,471,383.16	1,110,530.44	
	GSMS 2007-GG10 A3	5.99325	2045/8/1	786,000.00	757,664.70	
	GSR 2005-AR2 2A1	4.8364	2035/4/1	2,957,185.71	2,975,313.25	
	GSTR 2002-2A BFL	4.59875	2037/10/25	663,734.24	544,262.07	
	GT 1996-7 M1	7.700	2027/10/15	382,000.00	351,065.64	
	GT 1996-9 M1	7.630	2027/8/15	18,099,000.00	14,621,096.16	
GT 1997-4 A7	7.360	2029/2/15	1,599,562.04	1,631,617.26		
GT 1997-6 A8	7.070	2029/1/15	2,507,118.89	2,530,410.01		
GT 1997-6 A9	7.550	2029/1/15	2,242,424.72	2,281,420.48		
GT 1997-6 M1	7.210	2029/1/15	2,239,000.00	1,606,661.62		
GT 1997-7 A8	6.860	2029/7/15	1,045,273.14	1,079,474.47		
GT 1999-1 A5	6.110	2023/9/1	2,899,778.05	2,958,933.52		
GT 1999-3 A6	6.500	2031/2/1	1,513,670.63	1,521,435.75		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	GT 1999-3 A7	6.740	2031/2/1	6,751,000.00	6,699,422.36	
	GT 1999-5 A5	7.860	2031/4/1	2,549,435.64	2,215,638.02	
	HART 2004-A D	4.100	2011/8/15	424,824.77	424,140.80	
	HASCN 2005-OP1A A P/P 144A	6.250	2035/11/26	1,222,398.37	305,599.59	
	HCP INC	6.700	2018/1/30	1,670,000.00	1,434,713.70	
	HEALTH CARE REIT INC	6.000	2013/11/15	700,000.00	667,842.00	
	HEAT 2006-1 2A4	2.92875	2036/4/25	285,000.00	242,272.80	
	HESS CORP	7.875	2029/10/1	3,635,000.00	4,293,807.40	
	HISTORIC TW INC	9.125	2013/1/15	2,290,000.00	2,567,891.50	
	HISTORIC TW INC	9.150	2023/2/1	3,840,000.00	4,513,075.20	
	HITS 2003-1A A	3.6275	2036/11/6	7,609,737.80	4,565,842.68	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5.300	2018/3/1	1,120,000.00	1,153,768.00	
	HOSPIRA INC	5.550	2012/3/30	2,190,000.00	2,197,905.90	
	HOSPIRA INC	6.050	2017/3/30	1,560,000.00	1,553,557.20	
	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	6.750	2013/2/15	1,885,000.00	1,845,396.15	
	HRPT PROPERTIES TRUST	5.750	2014/2/15	245,000.00	226,478.00	
	HRPT PROPERTIES TRUST	6.250	2016/8/15	2,425,000.00	2,247,393.00	
	HSBC FINANCE CAPITAL TRUST IX	5.911	2035/11/30	10,700,000.00	8,979,547.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	6.500	2037/9/15	5,410,000.00	5,278,104.20	
	IMSA 2007-2 1A1A	2.70875	2037/5/25	461,840.30	404,073.31	
	INDEPENDENCE COMMUNITY BANK CORP	3.500	2013/6/20	1,255,000.00	1,153,847.00	
	INDIANAPOLIS POWER & LIGHT CO	6.300	2013/7/1	1,440,000.00	1,539,417.60	
	INDIANTOWN COGENERATION LP	9.770	2020/12/15	2,200,000.00	2,433,442.00	
	IPALCO ENTERPRISES INC	8.375	2008/11/14	1,030,000.00	1,063,475.00	
	ISTAR FINANCIAL INC	4.875	2009/1/15	2,935,000.00	2,670,850.00	
	ISTAR FINANCIAL INC	5.875	2016/3/15	1,430,000.00	1,101,100.00	
	ITC HOLDINGS CORP	5.875	2016/9/30	2,450,000.00	2,413,103.00	
	JC PENNEY CORP INC	6.875	2015/10/15	1,800,000.00	1,791,594.00	
	JC PENNEY CORP INC	7.650	2016/8/15	600,000.00	622,296.00	
	JOHN DEERE CAPITAL CORP	5.350	2018/4/3	880,000.00	886,881.60	
	JP MORGAN CHASE CAPITAL XVIII	6.950	2036/8/17	886,000.00	856,974.64	
	JP MORGAN CHASE CAPITAL XXV	6.800	2037/10/1	4,180,000.00	4,064,924.60	
	JPMAC 2005-FLD1 A2	2.85875	2035/7/25	4,805,245.16	4,738,404.19	
	JPMAC 2005-OPT2 M11	4.84875	2035/12/25	1,082,000.00	108,200.00	
	JPMAC 2006-FRE1 A4	2.88875	2035/5/25	243,000.00	207,458.82	
	JPMC 1997-C5 F	7.5605	2029/9/1	3,636,000.00	3,692,430.72	
	JPMCC 2003-CB6 A2	5.255	2037/7/1	17,613,000.00	17,065,059.57	
	JPMCC 2003-ML1A X1	0.67019	2039/3/1	60,455,034.92	2,157,035.64	
	JPMCC 2004-C3 A5	4.878	2042/1/1	1,356,000.00	1,314,411.48	
	JPMCC 2004-C3 X-1	0.253	2042/1/1	61,401,806.72	886,642.08	
	JPMCC 2004-CBX X1	0.22415	2039/11/1	240,706,616.68	3,940,367.31	
	JPMCC 2005-CB12 X1	0.13167	2037/9/1	148,463,495.09	1,215,916.02	
	JPMCC 2005-LDP2 X1	0.13484	2042/7/1	457,324,839.43	6,590,050.93	
JPMCC 2005-LDP5 X1	0.05351	2044/12/1	1,079,604,578.83	4,070,109.26		
JPMCC 2006-CB14 A4	5.481	2044/12/1	3,166,000.00	3,092,422.16		
JPMCC 2006-CB14 X1	0.08115	2044/12/1	159,837,987.09	583,408.65		
JPMCC 2006-CB17 X	0.70158	2043/12/1	65,228,333.21	2,018,164.62		
JPMCC 2006-LDP6 X1	0.04891	2043/4/1	257,249,426.42	1,134,469.97		
JPMCC 2006-LDP7 X	0.00863	2045/4/1	148,953,462.15	114,694.16		
JPMCC 2006-LDP9 X	0.45593	2047/5/1	16,823,120.22	429,998.95		
JPMCC 2007-CB18 AM	5.466	2047/6/1	2,334,000.00	2,062,532.46		
JPMCC 2007-CB19 AM	5.93716	2049/2/1	2,555,000.00	2,304,303.40		
JPMCC 2007-CB20 A3	5.819	2051/2/1	2,042,000.00	1,968,488.00		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	JPMCC 2007-CB20 A4	5.794	2051/2/1	2,451,000.00	2,389,970.10	
	JPMCC 2007-LD11 A3	5.81885	2049/6/1	980,000.00	929,147.80	
	JPMORGAN CHASE & CO	6.000	2018/1/15	7,435,000.00	7,758,348.15	
	KANSAS GAS & ELECTRIC	5.647	2021/3/29	1,233,846.37	1,192,981.37	
	KELLOGG CO	5.125	2012/12/3	405,000.00	416,809.80	
	KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS LP	6.000	2017/2/1	585,000.00	581,782.50	
	KNIGHT INC	6.500	2012/9/1	1,989,000.00	2,007,756.27	
	KROGER CO	6.750	2012/4/15	1,390,000.00	1,484,339.30	
	KROGER CO	6.150	2020/1/15	1,565,000.00	1,609,665.10	
	LBCMT 1998-C4 H	5.600	2035/10/15	4,152,000.00	2,764,069.44	
	LBCMT 1999-C1 G	6.410	2031/6/15	2,302,970.00	1,702,723.89	
	LBFRC 2004-LLFA H	3.7675	2017/10/15	2,296,000.00	2,061,440.64	
	LBFRC 2005-LLFA J	3.6175	2018/7/15	734,000.00	647,901.80	
	LBMLT 2006-4 2A4	2.85875	2036/5/25	291,000.00	188,535.99	
	LBUBS 2001-C3 A2	6.365	2028/12/15	485,000.00	493,070.40	
	LBUBS 2004-C1 A4	4.568	2031/1/11	12,683,000.00	12,236,812.06	
	LBUBS 2004-C2 XCL	0.32325	2036/3/15	52,042,587.80	1,218,837.40	
	LBUBS 2004-C4 A4	5.12522	2029/6/15	18,180,000.00	18,326,712.60	
	LBUBS 2004-C7 A6	4.786	2029/10/11	6,642,000.00	6,424,673.76	
	LBUBS 2004-C7 XCL	0.29702	2036/10/11	69,977,418.10	1,243,498.71	
	LBUBS 2005-C1 XCL	0.23645	2050/3/11	219,641,355.71	3,916,205.37	
	LBUBS 2005-C2 A5	5.150	2030/4/11	14,670,000.00	14,385,255.30	
	LBUBS 2005-C2 XCL	0.1441	2040/4/11	83,860,137.34	775,706.27	
	LBUBS 2005-C3 XCL	0.1673	2040/7/11	195,936,516.77	3,515,101.11	
	LBUBS 2005-C5 XCL IO	0.11852	2040/9/11	204,482,313.12	2,490,594.57	
	LBUBS 2005-C7 XCL	0.09856	2040/11/11	337,528,984.33	2,501,089.77	
	LBUBS 2006-C1A XCL	0.08751	2041/2/11	223,878,184.68	2,070,873.20	
	LBUBS 2006-C7 XCL	0.08271	2038/11/11	23,502,976.91	341,263.22	
	LBUBS 2006-C7 XW	0.71867	2038/11/11	32,337,549.54	1,212,981.48	
	LEGRAND FRANCE SA	8.500	2025/2/15	601,000.00	655,871.30	
	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS E-CAPITAL TRUST I	3.850	2065/8/19	4,025,000.00	2,740,059.00	
	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	5.000	2011/1/14	3,500,000.00	3,405,815.00	
	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	5.750	2017/1/3	2,030,000.00	1,883,312.20	
	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	6.750	2017/12/28	6,890,000.00	6,793,677.80	
	LINCOLN NATIONAL CORP	6.300	2037/10/9	1,660,000.00	1,548,929.40	
	LINCOLN NATIONAL CORP	7.000	2066/5/17	700,000.00	654,703.00	
	LMT 2006-5 2A2	4.55125	2036/9/25	15,034,008.28	2,987,107.10	
	LMT 2006-8 2A2	3.98125	2036/12/25	28,845,220.93	2,454,728.30	
	LMT 2006-9 2A2	4.02125	2036/12/25	36,318,448.26	3,396,501.27	
	LNR 2002-1A EFXD	7.502	2037/7/24	4,000,000.00	2,800,000.00	
	LNR 2003-1A	5.59875	2036/7/23	6,135,000.00	2,852,775.00	
	LOEWS CORP	5.250	2016/3/15	1,945,000.00	1,931,676.75	
	LUBRIZOL CORP	5.500	2014/10/1	1,875,000.00	1,816,537.50	
	LXS 2007-6 2A1	2.80875	2037/5/25	4,792,333.62	3,752,253.45	
	MABS 2006-FRE2 A4	2.74875	2036/3/25	153,000.00	131,957.91	
	MACH 2004-1A F	6.20552	2040/5/1	294,000.00	304,801.56	
	MAMHC 2002-A M2	4.84875	2032/3/25	634,000.00	500,206.98	
	MARM 2004-13 3A6	3.7865	2034/11/1	2,805,000.00	2,616,952.80	
	MARP 2005-1 1A4 P/P 144A	7.500	2034/8/1	5,116,961.10	5,617,758.08	
	MARP 2005-2 1A3	7.500	2035/5/1	4,296,775.93	4,457,389.41	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC/DE	5.625	2013/2/15	2,645,000.00	2,617,121.70		
MBNAS 2003-C5 C5	3.9975	2010/11/15	7,010,000.00	6,972,706.80		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	MCDONALD'S CORP	5.800	2017/10/15	1,050,000.00	1,104,768.00	
	MCDONALD'S CORP	6.300	2037/10/15	2,045,000.00	2,120,665.00	
	MCFI 1998-MC2 E	7.08779	2030/6/18	2,400,000.00	2,398,488.00	
	MDST 11 B1	8.221	2038/7/15	1,562,680.67	1,384,300.66	
	MERRILL LYNCH & CO INC	3.53125	2011/7/25	915,000.00	855,104.10	
	MERRILL LYNCH & CO INC	5.450	2013/2/5	2,130,000.00	2,130,149.10	
	MESC 11PA 3A1	3.2975	2027/4/28	4,065,135.94	3,564,067.28	
	METLIFE CAPITAL TRUST IV	7.875	2037/12/15	4,000,000.00	3,867,440.00	
	MEZZ 2004-C1 IO	7.58484	2037/1/15	8,755,339.41	2,295,474.88	
	MEZZ 2004-C2 X	5.70452	2040/10/1	3,845,108.62	1,021,337.75	
	MEZZ 2005-C3 X IO P/P 144A	4.73564	2044/5/1	11,239,232.16	2,858,923.48	
	MEZZ 2006-C4 X	4.71447	2016/12/1	14,105,162.02	4,134,505.09	
	MIDAMERICAN ENERGY HOLDINGS CO	6.500	2037/9/15	4,485,000.00	4,651,976.55	
	MLCFC 2006-1 X IO P/P 144A	0.07866	2039/2/1	113,040,067.67	462,333.87	
	MLCFC 2006-4 XC	0.05764	2049/12/1	90,539,375.57	1,116,350.50	
	MLCFC 2007-8 A2	6.11885	2049/8/1	978,000.00	990,058.74	
	MLMI 1998-C3 E	6.6955	2030/12/1	2,281,000.00	2,098,109.42	
	MLMI 2004-WMC3 B3	5.000	2035/1/1	77,271.38	44,345.27	
	MLMI 2005-A9 3A1	5.27085	2035/12/1	4,495,286.11	4,290,121.25	
	MLMT 2004-BPC1 A5	4.855	2041/10/1	1,405,000.00	1,366,854.25	
	MLMT 2004-BPC1 XC IO	0.22059	2041/10/1	55,351,083.58	928,791.18	
	MLMT 2004-KEY2 X-C	0.25518	2039/8/1	103,357,489.69	1,930,717.90	
	MLMT 2005-CIP1 A4	5.047	2038/7/1	24,440,000.00	23,702,400.80	
	MLMT 2005-LC1 X 144A P/P	0.10198	2044/1/1	138,722,005.02	979,377.35	
	MLMT 2005-MCP1 XC	0.109	2043/6/1	285,388,951.00	3,164,963.46	
	MLMT 2005-MKB2 A2	4.806	2042/9/1	20,881,500.00	20,649,924.16	
	MLMT 2006-C2 A4	5.742	2043/8/1	25,189,200.00	24,874,586.89	
	MLMT 2007-C1 A3	6.02283	2050/6/1	533,000.00	515,464.30	
	MONSANTO CO	5.125	2018/4/15	550,000.00	550,632.50	
	MONSANTO CO	5.875	2038/4/15	800,000.00	793,856.00	
	MOTIVA ENTERPRISES LLC	5.200	2012/9/15	550,000.00	580,816.50	
	MOTOROLA INC	6.000	2017/11/15	765,000.00	677,721.15	
	MOTOROLA INC	6.625	2037/11/15	990,000.00	788,198.40	
	MSC 1998-HF1 F	7.180	2030/3/1	348,718.50	350,050.60	
	MSC 2004-HQ4 A7	4.970	2040/4/1	7,848,000.00	7,695,120.96	
	MSC 2004-RR F 5 144A	6.000	2039/4/1	3,705,000.00	2,778,750.00	
	MSC 2005-HQ6 X1	0.11748	2042/8/1	225,826,220.58	1,987,270.74	
	MSC 2005-IQ9 X1 IO P/P 144A	0.19879	2056/7/1	376,535,545.13	9,240,182.27	
	MSC 2005-RR6 X	1.58631	2043/5/1	31,532,091.26	1,266,013.46	
	MSC 2007-IQ14 AM	5.69143	2049/4/1	580,000.00	521,292.40	
	MSC 2007-IQ15 AM	6.07717	2049/6/1	49,479,000.00	45,020,447.31	
	MSC 2008-T29 A3	6.45789	2043/1/1	2,119,000.00	2,180,111.96	
	MSM 2005-5AR 2A1	5.30173	2035/9/1	19,144,457.31	18,109,125.05	
	MVCOT 2004-2A C	4.741	2026/10/1	344,639.92	326,908.19	
	MVCOT 2004-2A D	5.389	2026/10/1	321,315.78	298,894.36	
	MVCOT 2005-2 D	6.205	2027/10/1	398,123.73	355,978.35	
	NAA 2004-R2 PT	9.11926	2034/10/1	838,186.69	883,641.55	
	NAA 2004-R3 PT	7.65749	2035/2/1	1,692,439.62	1,758,275.52	
	NATIONAL FUEL GAS CO	5.250	2013/3/1	860,000.00	844,520.00	
	NATIONWIDE FINANCIAL SERVICES	5.625	2015/2/13	705,000.00	696,109.95	
NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	6.500	2011/7/15	1,500,000.00	1,556,925.00		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	6.250	2013/2/1	3,125,000.00	3,166,062.50	
	NATIONWIDE MUTUAL INSURANCE CO	8.250	2031/12/1	1,245,000.00	1,302,095.70	
	NAVG 2003-1A A1	3.555	2015/11/15	1,128,510.65	1,086,981.45	
	NAVOT 2004-B C	3.930	2012/10/15	586,885.27	555,592.54	
	NAVOT 2005-A C	4.840	2014/1/15	1,435,557.81	1,392,132.18	
	NB CAPITAL TRUST IV	8.250	2027/4/15	315,000.00	325,319.40	
	NCHET 2003-5 A17	5.150	2033/11/1	3,471,667.38	3,217,819.06	
	NEVADA POWER CO	5.875	2015/1/15	3,010,000.00	2,955,579.20	
	NEW CINGULAR WIRELESS SERVICES INC	8.750	2031/3/1	811,000.00	979,890.75	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	6.625	2016/4/15	2,440,000.00	2,391,200.00	
	NEWS AMERICA HOLDINGS INC	7.750	2045/12/1	7,093,000.00	7,638,167.98	
	NEXEN INC	5.650	2017/5/15	415,000.00	408,194.00	
	NEXEN INC	6.400	2037/5/15	630,000.00	613,594.80	
	NEXTEL COMMUNICATIONS INC	6.875	2013/10/31	2,500,000.00	1,993,750.00	
	NHEL 2006-1 A2C	2.75875	2036/5/25	355,000.00	309,158.85	
	NHEL 2006-2 A2C	2.74875	2036/6/25	355,000.00	297,766.90	
	NORTHWEST AIRLINES INC	7.150	2019/10/1	1,099,709.47	1,033,726.90	
	NORTHWEST PIPELINE CORP	5.950	2017/4/15	540,000.00	534,600.00	
	NORTHWESTERN CORP	5.875	2014/11/1	2,720,000.00	2,730,145.60	
	NSTAR 2004-2A C1	4.6775	2039/6/28	1,610,000.00	1,305,854.90	
	NUVEEN INVESTMENTS INC	5.500	2015/9/15	1,445,000.00	953,700.00	
	OAK 1999-A A3	6.090	2029/4/15	1,506,293.40	1,454,687.78	
	OAK 2000-A A3	7.945	2022/3/15	73,071.55	58,240.21	
	OAK 2001-B A4	7.210	2030/9/1	1,578,721.72	1,542,048.01	
	OAK 2001-E A10	6.000	2009/11/1	2,844,707.30	63,408.51	
	OAK 2002-A A2	5.010	2020/3/15	948,077.46	890,737.73	
	OAK 2002-A A10 IO	6.000	2010/2/1	3,417,260.51	287,528.28	
	OAK 2002-C A1	5.410	2032/11/1	10,254,612.72	8,822,556.05	
	OFFICE DEPOT INC	6.250	2013/8/15	2,032,000.00	2,121,631.52	
	OMNICOM GROUP INC	5.900	2016/4/15	2,395,000.00	2,401,035.40	
	ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO	7.000	2022/9/1	3,405,000.00	3,278,912.85	
	ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO	7.250	2033/1/15	1,185,000.00	1,155,327.60	
	ONEAMERICA FINANCIAL PARTNERS INC	7.000	2033/10/15	2,990,000.00	3,206,147.10	
	OOMLT 2005-4 M11	5.09875	2035/11/25	1,637,000.00	229,180.00	
	ORGN 2004-B A2	3.790	2017/12/1	583,549.90	575,782.85	
	OSTAR 2004-A D	5.38813	2018/11/12	2,208,000.00	1,987,200.00	
	OSTAR 2005-A D	4.58813	2012/11/12	2,840,000.00	2,328,800.00	
	PACIFIC GAS & ELECTRIC CO	4.200	2011/3/1	2,135,000.00	2,138,693.55	
	PACIFIC GAS & ELECTRIC CO	6.350	2038/2/15	775,000.00	785,121.50	
	PACIFICORP	6.250	2037/10/15	2,645,000.00	2,683,669.90	
PERMA 3 3C	4.140	2042/6/10	7,350,000.00	7,208,953.50		
PERMA 8 2C	3.390	2042/6/10	2,649,000.00	2,616,337.83		
PERMM 2007-1 4A	4.3375	2033/10/15	6,596,000.00	6,190,411.96		
PFRMS 2006-1 1A2	2.72875	2036/9/25	381,000.00	330,464.16		
PILLR 2004-1A C1	3.800	2011/6/15	3,845,000.00	3,604,610.60		
PILLR 2004-2A C	3.680	2011/9/15	1,518,000.00	1,251,742.80		
PNCMA 2000-C1 J	6.625	2010/6/1	931,000.00	732,929.75		
POTOMAC EDISON CO	5.800	2016/10/15	2,455,000.00	2,520,327.55		
POWER RECEIVABLE FINANCE LLC	6.290	2012/1/1	1,699,301.26	1,772,405.19		
PPL ENERGY SUPPLY LLC	5.700	2015/10/15	2,260,000.00	2,159,836.80		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	PPSI 2004-MHQ1 M10	5.09875	2034/12/25	489,616.83	34,273.17	
	PREMCO REFINING GROUP INC	7.500	2015/6/15	1,185,000.00	1,238,455.35	
	PROGRESS ENERGY INC	6.850	2012/4/15	2,255,000.00	2,435,309.80	
	PROLOGIS	5.750	2016/4/1	925,000.00	844,987.50	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	6.000	2017/12/1	2,085,000.00	2,089,670.40	
	PRUDENTIAL HOLDINGS LLC	8.695	2023/12/18	4,995,000.00	6,164,379.45	
	PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO	6.875	2009/7/15	2,285,000.00	2,365,066.40	
	PUBLIC SERVICE CO OF NEW MEXICO	4.400	2008/9/15	1,325,000.00	1,322,058.50	
	PUGET SOUND ENERGY INC	6.974	2067/6/1	2,225,000.00	1,995,869.50	
	RAMC 2003-3 A	3.09875	2033/12/25	1,524,188.46	1,361,283.19	
	RAMC 2005-3 AV2	2.89875	2035/11/25	6,545,463.41	6,378,881.36	
	RAMP 2002-SL1 A13	7.000	2032/6/1	2,015,613.42	2,016,379.35	
	RAMP 2003-RS4 A11B	3.25875	2033/5/25	797,162.92	619,570.96	
	RASC 2004-KS9 A112	2.88875	2034/10/25	273,758.56	261,896.60	
	RASC 2005-KS10 B	5.34875	2035/11/25	3,266,000.00	163,300.00	
	RASCN 2004-NT11 NOTE	4.500	2034/12/25	283,386.10	28,338.61	
	RBS CAPITAL TRUST IV	3.49625	2049/9/29	2,857,000.00	2,085,781.42	
	REGENCY CENTERS LP	5.875	2017/6/15	790,000.00	719,824.30	
	RFMSI 2004-S5 2A1	4.500	2019/5/1	2,665,641.13	2,628,988.56	
	ROGERS WIRELESS INC	6.375	2014/3/1	2,485,000.00	2,469,195.40	
	ROUSE CO LP / TRC CO-ISSUER INC	6.750	2013/5/1	495,000.00	443,757.60	
	ROUSE CO LP	7.200	2012/9/15	2,255,000.00	2,064,948.60	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	7.640	2049/3/31	600,000.00	546,774.00	
	SACO 2005-10 1A	2.85875	2036/6/25	4,858,227.35	2,986,595.26	
	SAIL 2005-HE3 M11	5.09875	2035/9/25	3,014,000.00	64,017.36	
	SAIL 2006-BNC2 A6	2.85875	2036/5/25	291,000.00	196,436.64	
	SAILN 2004-4A B	7.500	2034/4/27	958,128.37	95.81	
	SARM 2004-8 1A3	6.8665	2034/7/25	83,998.48	84,039.63	
	SARM 2005-18 6A1	5.25119	2035/9/1	2,725,294.11	2,618,053.78	
	SARM 2005-9 AX	1.59851	2035/5/1	88,865,333.43	2,550,435.06	
	SASC 2004-NP2 A	2.94875	2034/6/25	3,070,219.36	2,849,163.56	
	SBAC 2005-1A D	6.219	2035/11/15	1,609,000.00	1,518,558.11	
	SBM7 2002-KEY2 X1	0.73362	2036/3/1	22,178,076.18	913,071.39	
	SCF 111 A2	4.29625	2038/8/10	1,005,000.00	20,100.00	
	SGMS 2006-FRE1 A2B	2.77875	2036/2/25	194,000.00	147,849.34	
	SGMS 2006-OPT2 A3D	2.80875	2036/10/25	610,000.00	339,355.20	
	SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV	5.750	2016/10/17	2,420,000.00	2,468,037.00	
	SIERRA PACIFIC POWER CO	6.750	2037/7/1	2,705,000.00	2,581,624.95	
	SIMON PROPERTY GROUP LP	5.750	2015/12/1	1,495,000.00	1,431,402.70	
	SLM CORP	4.500	2010/7/26	1,500,000.00	1,340,445.00	
	SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO	6.650	2029/4/1	1,535,000.00	1,583,905.10	
	SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO	5.550	2037/1/15	1,595,000.00	1,517,578.70	
	SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO	5.950	2038/2/1	1,170,000.00	1,177,698.60	
SOUTHWESTERN BELL TELEPHONE LP	7.000	2027/11/15	3,710,000.00	3,653,385.40		
SOVEREIGN BANCORP INC	4.800	2010/9/1	1,940,000.00	1,914,101.00		
SOVEREIGN BANK	5.125	2013/3/15	990,000.00	895,405.50		
SPECTRA ENERGY CAPITAL LLC	6.200	2018/4/15	1,015,000.00	1,017,953.65		
SPECTRA ENERGY CAPITAL LLC	8.000	2019/10/1	1,405,000.00	1,576,283.55		
SPRINT CAPITAL CORP	6.875	2028/11/15	1,045,000.00	786,362.50		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	START 2005-1	5.680	2015/1/21	21,102,197.75	20,258,109.84	
	STRIP 2003-1A L	5.000	2018/3/24	2,198,000.00	1,802,360.00	
	STRIP 2003-1A M	5.000	2018/3/24	1,489,000.00	1,116,750.00	
	STRIP 2004-1A L	5.000	2018/3/24	979,000.00	763,620.00	
	SUNOCO INC	4.875	2014/10/15	1,990,000.00	1,915,414.80	
	SVHE 2005-CTX1 B1	5.09875	2035/11/25	2,007,000.00	129,050.10	
	SVHE 2006-OPT3 2A3	2.76875	2036/6/25	289,000.00	261,865.79	
	SWISS RE CAPITAL I LP	6.854	2049/5/29	2,000,000.00	1,853,200.00	
	TCI COMMUNICATIONS INC	7.875	2026/2/15	4,460,000.00	4,843,738.40	
	TECO FINANCE INC	7.200	2011/5/1	3,211,000.00	3,418,559.04	
	TELECOM ITALIA CAPITAL SA	4.000	2010/1/15	2,775,000.00	2,728,824.00	
	TELECOM ITALIA CAPITAL SA	7.200	2036/7/18	555,000.00	534,098.70	
	TELEFONICA EMISIONES SAU	6.221	2017/7/3	1,565,000.00	1,594,015.10	
	TELEFONICA EMISIONES SAU	7.045	2036/6/20	1,070,000.00	1,134,414.00	
	TELEFONICA EUROPE BV	8.250	2030/9/15	745,000.00	875,784.75	
	TELUS CORP	8.000	2011/6/1	3,360,000.00	3,648,355.20	
	TEPPCO PARTNERS LP	7.000	2067/6/1	650,000.00	563,140.50	
	TESORO CORP	6.500	2017/6/1	1,000,000.00	912,500.00	
	TIAA 2002-1A IIFX	6.770	2037/5/22	2,992,000.00	2,466,036.32	
	TIAA 2003-1A D	6.7309	2038/12/28	4,174,000.00	2,813,359.48	
	TIME WARNER CABLE INC	5.850	2017/5/1	1,575,000.00	1,526,127.75	
	TIME WARNER ENTERTAINMENT CO LP	8.375	2023/3/15	625,000.00	701,706.25	
	TRANSALTA CORP	5.750	2013/12/15	1,315,000.00	1,341,313.15	
	TRANSCANADA PIPELINES LTD	6.200	2037/10/15	2,615,000.00	2,466,284.95	
	TRAVELERS COS INC	6.250	2037/6/15	1,010,000.00	961,883.60	
	UNION PACIFIC CORP	5.750	2017/11/15	885,000.00	897,310.35	
	UNION PACIFIC CORP	5.700	2018/8/15	360,000.00	363,114.00	
	UNION PACIFIC RAILROAD CO 2004 PASS THROUGH TRUST	5.214	2014/9/30	2,025,000.00	2,054,160.00	
	UNITED AIR LINES INC	6.636	2022/7/2	943,631.72	872,557.37	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6.000	2018/2/15	2,335,000.00	2,302,380.05	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6.875	2038/2/15	1,790,000.00	1,750,888.50	
	UNITRIN INC	6.000	2017/5/15	1,045,000.00	975,246.25	
	VALERO ENERGY CORP	7.500	2032/4/15	4,803,000.00	4,949,683.62	
	VENTAS REALTY LP/VENTAS CAPITAL CORP	6.750	2017/4/1	1,260,000.00	1,231,650.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	6.400	2038/2/15	2,465,000.00	2,419,052.40	
	VERIZON NEW ENGLAND INC	6.500	2011/9/15	1,710,000.00	1,784,846.70	
	VERIZON NEW ENGLAND INC	4.750	2013/10/1	3,965,000.00	3,847,398.10	
	VERIZON NEW JERSEY INC	8.000	2022/6/1	3,163,000.00	3,527,567.38	
	VERIZON VIRGINIA INC	4.625	2013/3/15	3,585,000.00	3,491,359.80	
	VF CORP	5.950	2017/11/1	955,000.00	950,845.75	
	VIACOM INC	5.750	2011/4/30	635,000.00	645,852.15	
	VODAFONE GROUP PLC	6.150	2037/2/27	3,775,000.00	3,555,785.75	
WACHOVIA BANK NA	6.000	2017/11/15	5,625,000.00	5,581,968.75		
WACHOVIA CORP	5.750	2018/2/1	1,060,000.00	1,050,672.00		
WAL-MART STORES INC	6.200	2038/4/15	1,875,000.00	1,890,318.75		
WASHINGTON MUTUAL BANK/HENDERSON NV	5.950	2013/5/20	3,025,000.00	2,752,750.00		
WBCMT 2003-C3 IOI	0.43697	2035/2/1	64,477,671.30	1,728,646.36		
WBCMT 2005-C16 A4	4.847	2041/10/1	17,613,000.00	17,019,441.90		
WBCMT 2005-C16 XC	0.24131	2041/10/1	77,480,215.74	1,209,466.16		
WBCMT 2005-WL5A L	6.1175	2018/1/15	3,069,000.00	2,591,187.39		
WBCMT 2006-C23 XC	0.05255	2045/1/1	228,092,947.77	1,131,341.02		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考	
社債券	WBCMT 2006-C26 XC	0.03937	2045/6/1	300,210,854.11	921,647.32		
	WBCMT 2006-C28 XC	0.38046	2048/10/1	16,913,305.66	357,039.88		
	WBCMT 2006-C29 IO	0.37383	2048/11/1	49,042,137.62	1,121,103.26		
	WBCMT 2007-C34 IO	0.35616	2046/5/1	72,565,913.84	1,559,441.48		
	WEA FINANCE LLC/WCI FINANCE LLC	5.700	2016/10/1	3,025,000.00	2,758,164.75		
	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	5.500	2016/2/15	870,000.00	855,592.80		
	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	6.500	2036/8/1	1,830,000.00	1,758,977.70		
	WELLS FARGO & CO	4.375	2013/1/31	4,375,000.00	4,397,837.50		
	WESTAR ENERGY INC	5.100	2020/7/15	3,355,000.00	3,177,554.05		
	WESTO 2004-3 D	4.070	2012/2/17	150,237.42	150,249.43		
	WESTO 2004-4 D	3.580	2012/5/17	235,582.14	235,450.21		
	WESTO 2005-1 D	4.090	2012/8/17	416,839.73	416,539.60		
	WESTPAC CAPITAL TRUST III	5.819	2013/9/30	2,915,000.00	2,679,263.95		
	WFHET 2007-1 A3	2.91875	2037/3/25	128,000.00	66,565.12		
	WFMS 2004-R 2A1	4.36763	2034/9/1	1,550,211.21	1,513,362.68		
	WFMS 2005-AR12 2A5	4.32942	2035/7/1	74,420,000.00	63,946,873.40		
	WFMS 2005-AR2 2A1	4.54098	2035/3/1	1,577,795.22	1,528,836.23		
	WFMS 2005-AR9 1A2	4.36937	2035/5/1	4,731,293.26	4,732,759.96		
	WFMS 2006-AR10 3A1	5.25845	2036/7/1	5,417,879.29	5,204,089.77		
	WHINS 1A B3	4.23125	2044/10/25	3,421,291.90	2,394,904.33		
	WILLIS NORTH AMERICA INC	6.200	2017/3/28	555,000.00	550,848.60		
	WMCMS 2005-C1A G P/P 144A	5.720	2036/5/1	679,000.00	449,620.22		
	XEROX CORP	6.400	2016/3/15	2,920,000.00	3,019,426.00		
	XSTRATA FINANCE CANADA LTD	5.800	2016/11/15	1,790,000.00	1,731,842.90		
	YUM! BRANDS INC	6.250	2018/3/15	1,605,000.00	1,633,344.30		
	ZFS FINANCE USA TRUST I	6.500	2037/5/9	2,135,000.00	1,855,976.85		
	社債券 計				15,200,216,702.88	1,874,817,897.50 (189,656,578,511)	
	米ドル 小計				18,423,771,918.98	3,695,922,284.99 (373,879,498,350)	
	合計					373,879,498,350 (373,879,498,350)	

- (注) 1. 種類ごとの計及び米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
米ドル	国債証券 3 銘柄	7.72 %	100.00 %
	地方債証券 2 銘柄	0.14 %	
	特殊債証券 517 銘柄	41.41 %	
	社債券 606 銘柄	50.73 %	
合計		100.00 %	100.00 %

(注) 組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第6 借入金明細表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成20年5月30日現在)

資産総額	418,159,035,410 円
負債総額	25,482,798,792 円
純資産総額 (-)	392,676,236,618 円
発行済数量	606,665,886,628 口
1万口当たり純資産額 (/ ×10000)	6,473 円

設定および解約の実績

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	61,956,300,000	-	61,956,300,000
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	10,889,068,789	15,339,917,491	57,505,451,298
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	2,205,571,344	13,761,358,734	45,949,663,908
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	700,656,938	7,704,912,068	38,945,408,778
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	493,969,195	6,269,766,251	33,169,611,722
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	23,125,048,604	10,296,397,782	45,998,262,544
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	76,399,945,809	14,967,528,344	107,430,680,009
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	121,517,608,641	26,340,944,660	202,607,343,990
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	219,098,508,944	25,210,489,132	396,495,363,802
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	247,180,773,601	30,538,040,802	613,138,096,601
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	268,296,466,026	45,863,111,727	835,571,450,900
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	242,504,931,269	36,612,115,108	1,041,464,267,061
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	147,905,492,413	55,064,968,459	1,134,304,791,015
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	247,032,096,758	51,181,727,408	1,330,155,160,365
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	124,833,298,655	169,457,739,749	1,285,530,719,271
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	51,989,680,914	264,524,617,771	1,072,995,782,414

		設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	43,594,968,765	162,498,146,232	954,092,604,947
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	12,895,958,136	195,932,743,579	771,055,819,504
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	6,874,679,068	112,245,243,122	665,685,255,450
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	5,895,627,120	55,909,891,809	615,670,990,761

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。